

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」の一部改正について

令和4年8月30日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	目次 第3	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 建設分野において特定技能所属機関に求める基準</p>	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準等</p> <p>1. 建設分野において1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求める基準</p> <p>2. 建設分野において2号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求める基準</p>
2	P.3	目次 第4	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>(1) 建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項</p> <p>(2) 提出書類</p>	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>(1) 建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項</p> <p>(2) 提出書類</p>

			(3) 提出先 3. 建設特定技能受入計画の変更 4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し	(3) 申請先 3. 建設特定技能受入計画の変更 4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し
3	P.3	目次 第5	第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録 1. 概要 2. 特定技能外国人受入事業実施法人の登録 (1) 登録要件 (2) 提出書類 (3) 提出先 3. 登録に係る申請書記載事項の変更 4. 法人の登録及び取消しに係る公表	第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等 1. 概要 2. 特定技能外国人受入事業実施法人の登録 (1) 登録要件 (2) 提出書類 (3) 申請先 3. 登録に係る申請書記載事項の変更 4. 法人の登録及び取消しに係る公表
4	P.5	第1 特定技能外国人が従事する業務 ○3つ目	(新設)	○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
5	P.5	○4つ目	○ 本要領別表6-1に記載された業務区分において特定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される関連業務は別表6-2～別表6-19のとおりですが、専ら関連業務のみに従事することは認められません。	○ 本要領別表6-1に記載された業務区分において特定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される関連業務は別表6-2～別表6-7のとおりですが、専ら関連業務のみに従事することは認められません。
6	P.5	○5つ目	○ なお、別表6-2～別表6-19に記載された関連業務以外でも、建設分野の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(除草・除雪などの建設工事には該当しない業務)に付随的に従事することもあり得るものです。	(削除)
7	P.5	○5つ目	(新設)	○ 土木区分:「指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等」 「土木施設」とは、一般に、土地に定着する工作物のうち建築物以外のものを広く含む概念であると解されて

				おり、道路、公園、河川堤防、港湾施設、空港滑走路等がその代表的なものです。
8	P.5	○6つ目	(新設)	○ 建築区分:「指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等」 「建築物」は、一般に、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいいます。
9	P.5	○7つ目	(新設)	○ ライフライン・設備区分:「指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等」 本業務で行う作業は、電気通信、ガス、水道、電気等をネットワークとして整備、変更又は修理等行う作業と、それらを住宅等のいわゆる付帯設備として設置・接続等行う作業の、異なる2種類の作業で大きく構成されますが、どちらの作業も行うこともできます。
10	P.6	○8つ目	○ 建設分野で特定技能外国人を受け入れることとなる事業者(以下「特定技能所属機関」という。)となるための基準については、後述の「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準」及び「第4 建設特定技能受入計画の認定」を参照ください。	○ 建設分野で特定技能外国人を受け入れることとなる事業者(以下「特定技能所属機関」という。)となるための基準については、後述の「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準等」及び「第4 建設特定技能受入計画の認定」を参照ください。
11	P.6	【留意事項】 ○1つ目	○ 建設工事に該当しない除染等の業務に従事させることを主な目的としている場合は、建設業への従事を目的とした受入れに該当しないことから、建設分野におけるいずれの業務区分にも該当せず、建設分野においては受入れ対象外となります。なお、特定技能外国人を建設工事に該当しない除染等の業務に付随的に従事させる場合の取扱いについては、p20の1号特定技能外国人に対す	○ 建設工事に該当しない除染等の業務に従事させることを主な目的としている場合は、建設業への従事を目的とした受入れに該当しないことから、建設分野におけるいずれの業務区分にも該当せず、建設分野においては受入れ対象外となります。なお、特定技能外国人を建設工事に該当しない除染等の業務に付随的に従事させる場合の取扱いについては、p25の1号特定技能外国人

			る事前説明について(告示様式第1 3(1)②、様式第2)の項の記載を参照してください。	に対する事前説明について(告示様式第1別紙2の2、様式第2)の項の記載を参照してください。
12	P.7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 建設分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。 また、特定技能1号の在留資格については、建設分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。 (1)1号特定技能外国人 ア 技能水準(試験区分) 別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験 イ 日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 建設分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。 また、特定技能1号の在留資格については、建設分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。 (1)1号特定技能外国人 ア 技能水準(試験区分) 別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験 イ 日本語能力水準 (ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」 (イ)そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの
13	P.9	○4つ目	○ 2号特定技能外国人については、試験合格に加えて、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験」も必要です。これは、業務区分ごとにそれぞれ対応する建設キャリアアップシステムに係る能力評価基準のレベル3相当の「就業日数(職長+班長)」とし、対応する能力評価基準のない業務区分に	○ 2号特定技能外国人については、試験合格に加えて、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験」も必要です。

			<p>については、「就業日数(職長+班長)が3年(勤務日数645日)以上であること」とします。2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数については、国土交通省のホームページをご確認ください。</p> <p>※国土交通省ホームページ  <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html</a></p>	
14	P.9	○5つ目	(新設)	<p>○ 業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種に係る能力評価基準のレベル3相当の「就業日数(職長+班長)」を必要の実務経験とし、対応する能力評価基準が無い場合については、「就業日数(職長+班長)が3年(勤務日数645日)以上であること」を必要の実務経験とします。</p>
15	P.9	○6つ目	(新設)	<p>○ 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数については、国土交通省のホームページをご確認ください。</p> <p>※国土交通省ホームページ  <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00003.html">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00003.html</a></p>
16	P.10	【確認対象の書類】 <特定技能2号> ○2つ目	<p>○ 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6-2号)</p>	<p>○ 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6-3号)</p>
17	P.10	○3つ目	○ ただし、2号特定技能外国人の業務区分に対応する建	○ ただし、2号特定技能外国人の業務区分に対応する

			設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種における能力評価でレベル3を取得している場合には、「能力評価(レベル判定)結果通知書」の写しを提出すれば、上記の実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6-2号)は不要。	建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種における能力評価でレベル3を取得している場合には、「能力評価(レベル判定)結果通知書」の写しを提出すれば、上記の実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6-3号)は不要。
18	P.10	【留意事項】 ＜特定技能2号＞ ○2つ目	○ そのため、上記の実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6-2)の作成・提出に当たってはあらかじめ建設キャリアアップシステムに登録しておく必要があります。	○ そのため、上記の実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6-3)の作成・提出に当たってはあらかじめ建設キャリアアップシステムに登録しておく必要があります。
19	P.10	○3つ目	(新設)	○ 建設キャリアアップシステムに蓄積されていない就業日数及び就業履歴数の証明方法については、分野参考様式第6-3号別紙の経歴証明書により確認します。また、経歴証明書については誓約欄まで正確に記入することが必要です。
20	P.10	○4つ目	(新設)	○ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)における経過措置の旧試験欄に掲げる試験の業務区分と、建設分野に係る技能実習2号移行対象職種に対応する実務経験は下記の表の通りです(令和4年8月30日現在)。ただし、表に記載のない建設キャリアアップシステム能力評価基準のある職種及び最新の情報については必ず国土交通省ホームページをご確認ください。

				<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧試験の業務区分・職種</th> <th>技能評価基準</th> <th>必要な就業日数 (職長+班長)</th> <th>必要な就業履歴数 (職長+班長)</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>型枠施工</td><td>型枠</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>左官</td><td>左官</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>コンクリート 圧送</td><td>コンクリート 圧送</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>トンネル推進 工</td><td>トンネル</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木</td></tr> <tr><td>建設機械施工</td><td>機械土工</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木</td></tr> <tr><td>土工</td><td>土工</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>鉄筋施工</td><td>鉄筋</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>内装仕上げ (表装)</td><td>内装仕上</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>とび</td><td>とび</td><td>2年(430日)以上</td><td>430以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>建築大工</td><td>建築大工</td><td>0.5年(108日)以上</td><td>108以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>配管</td><td>配管</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>ライフライン 設備</td></tr> <tr><td>建築板金</td><td>建築板金</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築/ライフライン 設備</td></tr> <tr><td>保温保冷(熱 絶縁施工)</td><td>保温保冷</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>ライフライン 設備</td></tr> <tr><td>海洋土工</td><td>海上起重</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木</td></tr> <tr><td>吹付ウレタン 断熱</td><td>ウレタン断熱</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>屋根ふき(か わらぶき)</td><td>左官</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>鉄筋継手</td><td>圧接</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>電気通信</td><td>(未対応)</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>ライフライン 設備</td></tr> <tr><td>さく井</td><td>(未対応)</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>土木</td></tr> <tr><td>冷凍空調和 機器施工</td><td>冷凍空調</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>ライフライン 設備</td></tr> <tr><td>建具製作</td><td>サッシ・カー テンウォール</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>石材施工</td><td>エクステリア</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>タイル張り</td><td>タイル張り</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>サッシ施工</td><td>サッシ・カー テンウォール</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>防水施工</td><td>防水施工</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>ウエルポイン ト施工</td><td>(未対応)</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>土木</td></tr> <tr><td>築炉</td><td>(未対応)</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>鉄工</td><td>(未対応)</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>塗装</td><td>建設塗装</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>溶接</td><td>基礎ぐい工</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築/ライフライン 設備</td></tr> </tbody> </table>	旧試験の業務区分・職種	技能評価基準	必要な就業日数 (職長+班長)	必要な就業履歴数 (職長+班長)	業務区分	型枠施工	型枠	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	左官	左官	1年(215日)以上	215以上	建築	コンクリート 圧送	コンクリート 圧送	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	トンネル推進 工	トンネル	1年(215日)以上	215以上	土木	建設機械施工	機械土工	1年(215日)以上	215以上	土木	土工	土工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	鉄筋施工	鉄筋	3年(645日)以上	645以上	土木/建築	内装仕上げ (表装)	内装仕上	3年(645日)以上	645以上	建築	とび	とび	2年(430日)以上	430以上	土木/建築	建築大工	建築大工	0.5年(108日)以上	108以上	建築	配管	配管	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備	建築板金	建築板金	1年(215日)以上	215以上	建築/ライフライン 設備	保温保冷(熱 絶縁施工)	保温保冷	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備	海洋土工	海上起重	1年(215日)以上	215以上	土木	吹付ウレタン 断熱	ウレタン断熱	1年(215日)以上	215以上	建築	屋根ふき(か わらぶき)	左官	1年(215日)以上	215以上	建築	鉄筋継手	圧接	1年(215日)以上	215以上	建築	電気通信	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	ライフライン 設備	さく井	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木	冷凍空調和 機器施工	冷凍空調	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備	建具製作	サッシ・カー テンウォール	1年(215日)以上	215以上	建築	石材施工	エクステリア	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	タイル張り	タイル張り	3年(645日)以上	645以上	建築	サッシ施工	サッシ・カー テンウォール	1年(215日)以上	215以上	建築	防水施工	防水施工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	ウエルポイン ト施工	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木	築炉	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	建築	鉄工	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木/建築	塗装	建設塗装	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	溶接	基礎ぐい工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築/ライフライン 設備
旧試験の業務区分・職種	技能評価基準	必要な就業日数 (職長+班長)	必要な就業履歴数 (職長+班長)	業務区分																																																																																																																																																											
型枠施工	型枠	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
左官	左官	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
コンクリート 圧送	コンクリート 圧送	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
トンネル推進 工	トンネル	1年(215日)以上	215以上	土木																																																																																																																																																											
建設機械施工	機械土工	1年(215日)以上	215以上	土木																																																																																																																																																											
土工	土工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
鉄筋施工	鉄筋	3年(645日)以上	645以上	土木/建築																																																																																																																																																											
内装仕上げ (表装)	内装仕上	3年(645日)以上	645以上	建築																																																																																																																																																											
とび	とび	2年(430日)以上	430以上	土木/建築																																																																																																																																																											
建築大工	建築大工	0.5年(108日)以上	108以上	建築																																																																																																																																																											
配管	配管	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備																																																																																																																																																											
建築板金	建築板金	1年(215日)以上	215以上	建築/ライフライン 設備																																																																																																																																																											
保温保冷(熱 絶縁施工)	保温保冷	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備																																																																																																																																																											
海洋土工	海上起重	1年(215日)以上	215以上	土木																																																																																																																																																											
吹付ウレタン 断熱	ウレタン断熱	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
屋根ふき(か わらぶき)	左官	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
鉄筋継手	圧接	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
電気通信	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	ライフライン 設備																																																																																																																																																											
さく井	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木																																																																																																																																																											
冷凍空調和 機器施工	冷凍空調	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備																																																																																																																																																											
建具製作	サッシ・カー テンウォール	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
石材施工	エクステリア	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
タイル張り	タイル張り	3年(645日)以上	645以上	建築																																																																																																																																																											
サッシ施工	サッシ・カー テンウォール	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
防水施工	防水施工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
ウエルポイン ト施工	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木																																																																																																																																																											
築炉	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	建築																																																																																																																																																											
鉄工	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木/建築																																																																																																																																																											
塗装	建設塗装	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
溶接	基礎ぐい工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築/ライフライン 設備																																																																																																																																																											
21	P.12	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保及び適合1 号特定技能外国人 支援計画の適正な 実施の確保に係る 基準等	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合 1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確 保に係る基準	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適 合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の 確保に係る基準等																																																																																																																																																											

22	P.12	<p>【関係規定】</p> <p>告示第2条-第3条</p>	<p>告示第2条</p> <p>建設分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下「1号特定技能外国人」という。)と特定技能雇用契約を締結しようとする<b>本邦の公私の機関</b>(以下「<b>特定技能所属機関</b>」という。)が次のいずれにも該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。)について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。</li> <li>二 前号の認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第7条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。</li> <li>三 前号に規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</li> </ul> <p>第3条</p> <p>前条第1号の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 認定申請者に関する事項</li> <li>二 国内人材確保の取組に関する事項</li> <li>三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関</li> </ul>	<p>告示第2条</p> <p>建設分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める<b>特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関</b>(以下「<b>特定技能所属機関</b>」という。)の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下「1号特定技能外国人」という。)と特定技能雇用契約を締結しようとする<b>特定技能所属機関</b>が次のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。)について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。</li> <li>ロ イの認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第7条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。</li> <li>ハ ロに規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</li> </ul> </li> <li>二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする<b>特定技能所属機関</b>が次のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第3条第</li> </ul> </li> </ul>
----	------	--------------------------------	---	---



			<p>する事項</p> <p>四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項</p> <p>3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一～八(略)</p>	<p>1項の許可(同条第3項の許可の更新を含む。以下同じ。)を受けていること。</p> <p>ロ 建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。)に登録していること。</p> <p>ハ 第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。</p> <p>第3条</p> <p>前条第1号イの認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 認定申請者に関する事項</p> <p>二 国内人材確保の取組に関する事項</p> <p>三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項</p> <p>四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項</p> <p>3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p>
--	--	--	--	---

				一～八(略)
23	P.14	第3 特定技能雇用 【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋)	(新設)	<p>5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>(2)建設分野の特性を踏まえて特に講じる措置</p> <p>ア 建設業者団体及び元請企業に対して特に課す条件</p> <p>① 建設業は多数の専門職種に分かれており、建設業者団体も多数に分かれていること等から、特定技能外国人の受入れに係る建設業者団体は、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して以下の取組を実施する団体を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルールの策定及び遵守状況の確認</li> <li>・海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等</li> <li>・試験合格者及び試験免除者に対する必要に応じた訓練・各種研修の実施等</li> <li>・試験合格者及び試験免除者の就職先の斡旋・転職支援等</li> </ul> <p>② 建設現場では、元請企業が現場管理の責任を負うことから、特定技能所属機関が下請業者である場合、元請企業は、特定技能所属機関が受け入れている特定技能外国人の在留・就労の資格及び従事の状況(就労場所、従事させる業務の内容、従事させる期間)について確認すること。</p> <p>イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件</p>

				<p>建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 特定技能所属機関は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条の許可を受けていること。</li><li>② 特定技能所属機関は、国内人材確保の取組を行っていること。</li><li>③ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の報酬額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること。</li><li>④ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。</li><li>⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。</li><li>⑥ 特定技能所属機関は、外国人の受入れに関するア①の団体(当該団体を構成する建設業者団体を含む。)に所属すること。</li><li>⑦ 特定技能1号の在留資格で受け入れる外国</li></ol>
--	--	--	--	--

				<p>人の数と特定活動の在留資格で受け入れる外国人(外国人建設就労者)の数の合計が、特定技能所属機関の常勤の職員(外国人技能実習生、外国人建設就労者、1号特定技能外国人を除く。)の総数を超えないこと。</p> <p>⑧ 特定技能所属機関は、国土交通省の定めるところに従い、1号特定技能外国人に対する報酬予定額、安全及び技能の習得計画等を明記した「建設特定技能受入計画」の認定を受けること。</p> <p>⑨ 特定技能所属機関は、国土交通省又は国土交通省が委託する機関により、⑧において認定を受けた計画を適正に履行していることの確認を受けること。</p> <p>⑩ ⑨のほか、特定技能所属機関は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>⑪ そのほか、建設分野での特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な事項</p>
24	P.15	1. 建設分野において1号特定技能所属機関に求める基準	<p>1. 概要</p> <p>建設分野の特定技能所属機関は、建設特定技能受入計画の国土交通大臣による認定を受け、当該計画を適正に実施していることについて国土交通省又は適正就労監理機関による確認等を受けることが求められます。</p> <p>2. 建設分野において特定技能所属機関に求める基準</p>	1. 建設分野において1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求める基準
25	P.15	○1つ目	(新設)	○ 建設分野の1号特定技能所属機関は、建設特定技能受入計画の国土交通大臣による認定を受け、当該計

				画を適正に実施していることについて国土交通省又は適正就労監理機関による確認等を受けることが求められます。
26	P.15	○3つ目	○ 建設分野において1号特定技能外国人を受け入れる場合には、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けなければなりません。国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。【告示第2条第1号】	○ 建設分野において1号特定技能外国人を受け入れる場合には、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けなければなりません。国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。【告示第2条第1号イ】
27	P.15	○4つ目	○ 1号特定技能外国人の特定技能所属機関には、認定計画を適正に実施していることについて国土交通省又は適正就労監理機関の確認を受けること及び国土交通省が行うその他の調査・指導に協力することが求められ、当該調査・指導に対して協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れはできないこととなります。【告示第2条第2号・第3号】	○ 1号特定技能外国人の特定技能所属機関には、認定計画を適正に実施していることについて国土交通省又は適正就労監理機関の確認を受けること及び国土交通省が行うその他の調査・指導に協力することが求められ、当該調査・指導に対して協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れはできないこととなります。【告示第2条第1号ロ・ハ】
28	P.16	○6つ目	○ 特定技能所属機関が正当な理由なく適正就労監理機関の巡回訪問に対して非協力的な態度を取ることや適正就労監理機関からの質問に対して不誠実な対応をとることは、1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保を妨げる行為であり、国土交通大臣による報告の徴収若しくは指導の対象となり、又は特定技能所属機関の基準に適合しないこととなります。【告示第2	○ 特定技能所属機関が正当な理由なく適正就労監理機関の巡回訪問に対して非協力的な態度を取ることや適正就労監理機関からの質問に対して不誠実な対応をとることは、1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保を妨げる行為であり、国土交通大臣による報告の徴収若しくは指導の対象となり、又は特定技能所属機関の基準に適合しないこととなります。【告

			条第2号・第3号、第6条第1項】	示第2条第1号ロ・ハ、第6条第1項】
29	P.16	○8つ目	(新設)	○ 1号特定技能外国人が退職した場合は、当該特定技能外国人の受入計画は満了したことになります。退職した1号特定技能外国人が同じ特定技能所属機関で就労を開始したい場合は、新たに当該特定技能外国人にかかる計画を申請し、国土交通省の認定を受ける必要があります。
30	P.16	○9つ目	(新設)	○ 建設特定技能受入計画は、就労中又は就労予定の1号特定技能外国人が一人もなくなった場合であっても認定の取消しがなされるまでは継続されています。このため、就労中又は就労予定の特定技能外国人が一人もなくなった場合であっても、第2条第1号ロ・ハ及び第3条各号の要件を満たしている必要があります。これらの要件を満たす義務を免除されるためには、認定受入計画の取消申請を行い、国土交通省の承認を受けて、認定受入計画を取り消す必要があります。
31	P.16	○10つ目	(新設)	○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修等を実施する必要があります。
32	P.16	2. 建設分野において2号特定技能所属機関に求める基準	(新設)	2. 建設分野において2号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求める基準

33	P.16	○1つ目	(新設)	<p>○ 2号特定技能外国人の特定技能所属機関には、建設業法第3条第1項の許可を受けていること、建設キャリアアップシステムに登録していること及び告示第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守することが求められます。【告示第2条第2号イ・ロ・ハ】</p>
34	P.17	【確認対象の書類】	<p>○ 建設特定技能受入計画の認定証(告示様式第3)の写し</p> <p>○ 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6—1号)</p>	<p>&lt;特定技能1号&gt;</p> <p>○ 建設特定技能受入計画の認定証(告示様式第3)の写し</p> <p>○ 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6—1号)</p> <p>&lt;特定技能2号&gt;</p> <p>○ 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6—1号)</p> <p>○ 建設分野における2号特定技能外国人特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準に関する誓約書(分野参考様式第6—2号)</p> <p>○ 建設業法(昭和24法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類</p> <p>○ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類(登録後に送付されるハガキ又はメールの写し)</p>
35	P.18	第4 建設特定技能受入計画の認定 【関係規定】 告示第3条-第8条	告示第3条 前条第1号の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。 2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載し	告示第3条 前条第1号イの認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。 2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載

			<p>なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 認定申請者に関する事項</li> <li>二 国内人材確保の取組に関する事項</li> <li>三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項</li> <li>四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項</li> </ul> <p>3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の許可を受けていること。</li> <li>ロ 建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。)に登録していること。</li> <li>ハ 第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。</li> </ul> </li> <li>二 建設特定技能受入計画の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、建設業法に基づく監督処分を受けていないこと。</li> </ul>	<p>しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 認定申請者に関する事項</li> <li>二 国内人材確保の取組に関する事項</li> <li>三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項</li> <li>四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項</li> </ul> <p>3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 建設業法第3条第1項の許可を受けていること。</li> <li>ロ 建設キャリアアップシステムに登録していること。</li> <li>ハ 第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。</li> <li>ニ 建設特定技能受入計画の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、建設業法に基づく監督処分(同法第29条第1項第5号による処分を除く。)を受けていないこと。</li> <li>ホ 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。</li> </ul> </li> <li>二 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うととも</li> </ul>
--	--	--	--	---



			<p>ホ 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。</p> <p>二 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること。</p> <p>三 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、様式第2により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること。</p> <p>四 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は1号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。</p> <p>五 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。</p> <p>六 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。</p> <p>七 1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第822号）第2の2に規定する外国人建設就労者をいう。以下同じ。）の総数の合計が常勤の職員（1号特定技能外国人、技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生をいう。）及び外国人建設就労者を含まない。）の総数を超えないこと。</p> <p>八 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。</p>	<p>に、その旨を特定技能雇用契約に明記していること。</p> <p>三 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、様式第2により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること。</p> <p>四 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は1号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。</p> <p>五 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。</p> <p>六 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。</p> <p>七 1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第822号）第2の2に規定する外国人建設就労者をいう。以下同じ。）の総数の合計が常勤の職員（1号特定技能外国人、技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生をいう。）及び外国人建設就労者を含まない。）の総数を超えないこと。</p> <p>八 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。</p> <p>第4条</p>
--	--	--	--	--

			<p>項に規定する技能実習生をいう。)及び外国人建設就労者を含まない。)の総数を超えないこと。</p> <p>八 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。</p> <p>第4条 国土交通大臣は、第2条第1号の認定をしたときは、認定申請者に対し、様式第3による認定証を交付するものとする。</p> <p>2 国土交通大臣は、第2条第1号の認定を受けた建設特定技能受入計画(以下「認定受入計画」という。)の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、第7条に規定する適正就労監理機関及び第10条の登録を受けた法人に対し、認定申請者の同意を得て、必要最小限度の範囲で、<b>前項の認定証に記載された</b>内容を提供することができる。</p> <p>第5条 特定技能所属機関は、認定受入計画について変更をするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 前2条の規定は、第1項の認定について準用する。</p> <p>第6条 国土交通大臣は、認定受入計画(前条第1項の規定による変更の認定及び同条第2項の規定による変更の届出</p>	<p>国土交通大臣は、第2条第1号<b>イ</b>の認定をしたときは、認定申請者に対し、様式第3による認定証を交付するものとする。</p> <p>2 国土交通大臣は、第2条第1号<b>イ</b>の認定を受けた建設特定技能受入計画(以下「認定受入計画」という。)の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、第7条に規定する適正就労監理機関及び第10条の登録を受けた法人に対し、認定申請者の同意を得て、必要最小限度の範囲で、<b>認定受入計画</b>の内容を提供することができる。</p> <p>第5条 特定技能所属機関は、認定受入計画について変更をするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 <b>特定技能所属機関は、全ての1号特定技能外国人の受入れを終了し、新たな特定技能雇用契約の締結を行わない場合は、国土交通大臣に認定受入計画の認定の取消しを申請することができる。</b></p> <p>4 前2条の規定は、第1項の認定について準用する。</p> <p>第6条 国土交通大臣は、認定受入計画(前条第1項の規定による変更の認定及び同条第2項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保</p>
--	--	--	---	---

			<p>があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。</p> <p>第7条(略)</p> <p>第8条</p> <p>国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 認定受入計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>二 認定受入計画が適正に実施されていないとき。</p> <p>三 不正の手段により第2条第1号又は第5条第1項の認定を受けたとき。</p> <p>四 第6条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>	<p>するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。</p> <p>第7条(略)</p> <p>第8条</p> <p>国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 認定受入計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>二 認定受入計画が適正に実施されていないとき。</p> <p>三 不正の手段により第2条第1号イ又は第5条第1項の認定を受けたとき。</p> <p>四 第6条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>五 特定技能所属機関から第5条第3項の規定に基づく申請があったとき。</p>
36	P.20	1. 概要	<p>告示第2条第1号の認定を受けようとする者は、告示様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出する必要があります。</p> <p>国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるために</p>	<p>告示第2条第1号イの認定を受けようとする者は、告示様式第1により建設特定技能受入計画を作成し<b>関係法令に適合した添付書類とともに</b>、国土交通大臣に提出する必要があります。</p> <p>国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在</p>

			は、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。	留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。
37	P.20	2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	<p>建設特定技能受入計画(以下「計画」という。)は、試験を経て雇用する場合、技能実習修了者を雇用する場合(技能実習先でそのまま継続して雇用する場合及び技能実習先以外の企業で雇用する場合いずれも含む)、既に日本で就労中の特定技能外国人の転職者を雇用する場合など、新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合には必ず国土交通大臣の認定が必要です。</p> <p>計画は、低賃金や社会保険未加入といった処遇で労働者を雇用する等の劣悪な労働環境が確認される企業の建設市場への参入を認めず公正な競争環境を維持すること、他産業・他国と比して有為な外国人材を確保すること、雇用者・被雇用者双方が納得できる処遇により建設業における外国人技能者の失踪・不法就労を防止すること、特定技能所属機関における受注環境の変化が起こった場合でも建設業界として特定技能外国人の雇用機会を確保すること等、特定技能外国人を受け入れるにあたって建設業界として必要であると認められる事項について、国土交通大臣による認定及びその実施状況の継続的な確認により担保しようとするものです。したがって、計画の遵守は、国のみならず、業界の共通利益に資するものです。</p> <p>計画の認定及び記載事項に係る留意事項は、以下のとおりです。また、計画の認定後、認定証に記載された内容について、必要最小限の範囲で、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、</p>	<p>建設特定技能受入計画(以下「計画」という。)は、試験を経て雇用する場合、技能実習修了者を雇用する場合(技能実習先でそのまま継続して雇用する場合及び技能実習先以外の企業で雇用する場合いずれも含む)、既に日本で就労中の特定技能外国人の転職者を雇用する場合(一度退職した特定技能外国人を退職時と同じ特定技能所属機関が再雇用する場合を含む)など、新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合には必ず国土交通大臣の認定が必要です。</p> <p>計画は、低賃金や社会保険未加入といった処遇で労働者を雇用する等の劣悪な労働環境が確認される企業の建設市場への参入を認めず公正な競争環境を維持すること、他産業・他国と比して有為な外国人材を確保すること、雇用者・被雇用者双方が納得できる処遇により建設業における外国人技能者の失踪・不法就労を防止すること、特定技能所属機関における受注環境の変化が起こった場合でも建設業界として特定技能外国人の雇用機会を確保すること等、特定技能外国人を受け入れるにあたって建設業界として必要であると認められる事項について、国土交通大臣による認定及びその実施状況の継続的な確認により担保しようとするものです。したがって、計画の遵守は、国のみならず、業界の共通利益に資するものです。</p> <p>計画の認定及び記載事項に係る留意事項は、以下のとおりです。また、計画の認定後、認定受入計画の内</p>

			適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供しますので、あらかじめご了解ください。	容について、必要最小限の範囲で、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供しますので、あらかじめご了解ください。
38	P.22	③1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項【告示第3条第3項第2号～第7号】 ○1号特定技能外国人の処遇について (告示様式第1別紙1の3(5)(6)、告示様式第1別紙2の1)	○1号特定技能外国人の処遇について(告示様式第1 3(1)①(6)(7))	○1号特定技能外国人の処遇について(告示様式第1別紙1の3(5)(6)、告示様式第1別紙2の1)
39	P.22	➤ 1つ目	➤ 報酬予定額については、告示第3条第3項第2号において「同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること」を要件としています。	➤ 報酬予定額については、告示第3条第3項第2号において「同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること」を要件としています。
40	P.23	(報酬の額) ➤ 1つ目	➤ 1号特定技能外国人は技能実習修了者と同様に、既に一定程度の経験又は技能等を有していることから、相応の経験を有する者として扱う必要があります。なお、建設分野特定技能1号評価試験又は技能検定3級合格者は3年程度又は5年程度の経験を有する者として扱うこととします。このため、報酬予定額を決める際には、技能実習生(2号)を上回ることはもちろんのこと、実際に1号特定技能外国人と同等の経験を積んだ	➤ 1号特定技能外国人は技能実習修了者と同様に、既に一定程度の経験又は技能等を有していることから、相応の経験を有する者として扱う必要があります。なお、建設分野特定技能1号評価試験又は技能検定3級合格者は3年程度又は5年程度の経験を有する者として扱うこととします。このため、報酬予定額を決める際には、技能実習2号修了者であれば概ね3年間、技能実習3号修了者であれば概ね5年間、日

			<p>日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。なお、同等の技能を有する日本人の処遇が低い場合は、処遇改善等、国内人材確保に向けた取組を行っておらず、告示第3条第3項第1号ホの基準を満たさないものと判断します。</p>	<p>本に在留し技能実習を修了した者であることから、従事しようとする業務について、概ね3年又は5年程度の経験者として取り扱う必要があります。技能実習生として受け入れたことがある者を特定技能外国人として雇用する場合、技能実習生の最終年度の報酬を上回することはもちろんのこと、実際に1号特定技能外国人になろうとする者と同等の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。また、建設就労者受入事業における建設就労者として従事した経験を有する特定技能外国人については、その経験年数を加算して報酬額を決定する必要があります。なお、同等の技能を有する日本人の処遇が低い場合は、処遇改善等、国内人材確保に向けた取組を行っておらず、告示第3条第3項第1号ホの基準を満たさないものと判断します。</p>
41	P.23	➤ 2つ目	(新規)	<p>➤ 特定技能所属機関になろうとする者が、技能実習生・建設就労者を雇用している又は雇用していたことがある場合は、当該技能実習生・建設就労者に支払っている又は支払っていた報酬とも比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。</p>
42	P.23	➤ 3つ目	(新規)	<p>➤ 業務区分統合により、既に就労中(認定済で受入前の者を含む)の1号特定技能外国人の報酬を直ちに変更する必要はありません。</p> <p>しかし、認定計画以外の職種や作業に1号特定技能外国人が従事する場合は、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を支払う必要があるため、変更後に従事する業務内容につい</p>

				<p>て同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬額になるよう整合のとれた昇給を行い、その旨を明記した雇用契約を締結したうえで、国土交通大臣に外国人就労管理システム上で届け出る必要があります。</p>
43	P.23	➤ 4つ目	(新規)	<p>➤ 特定技能の業務区分は、一定の工事を行う上で必要となる基本的な知識・経験等をもとに、共通する技能が認められる作業を業務として区分したものです。したがって例えば、「とび」の技能実習3号を修了した者を「建設機械施工」に従事させる予定である場合、5年の「建設機械施工」の技能を有する者として取り扱います。この者が建設就労者であった場合は建設就労の期間(2年又は3年)の経験が加算され、7年～8年の「建設機械施工」の経験を有する者として報酬予定額を決める必要があります、同等の「建設機械施工」の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることが求められます。</p>
44	P.24	➤ 5つ目	<p>➤ 国土交通省の計画の認定審査において、同等の技能を有する日本人と同等額以上の原則の徹底、賃金が高い地域への特定技能外国人の偏在、集中の緩和の観点から、申請書に記載された報酬額について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ事業所内の同等技能を有する日本人の賃金</li> <li>・事業所が存する圏域内における同一又は類似職種の賃金水準</li> <li>・全国における同一又は類似職種の賃金の水準</li> <li>・他の在留資格から変更して継続雇用する場合には、これまでの賃金</li> </ul> <p>と比較して審査を行い、低いと判断される場合には引</p>	<p>➤ 国土交通省の計画の認定審査において、同等の技能を有する日本人と同等額以上の原則の徹底、賃金が高い地域への特定技能外国人の偏在、集中の緩和の観点から、申請書に記載された報酬額について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ事業所内の同等技能を有する日本人の賃金</li> <li>・事業所が存する圏域内における同一又は類似職種の賃金水準</li> <li>・全国における同一又は類似職種の賃金の水準</li> <li>・他の在留資格から変更して継続雇用する場合には、これまでの賃金</li> </ul> <p>・既に1号特定技能外国人が在籍している場合は当</p>

			<p>き上げるよう指導することがあります。その場合には、特定技能所属機関は、報酬額を変更の上で、再度、雇用契約の重要事項説明や契約締結の手続を行っていただくこととなります。</p>	<p><b>該者、技能実習・建設就労者が在籍している場合は当該者の賃金</b></p> <p>と比較して審査を行い、低いと判断される場合には引き上げるよう指導することがあります。その場合には、特定技能所属機関は、報酬額を変更の上で、再度、雇用契約の重要事項説明や契約締結の手続を行っていただくこととなります。</p>
45	P.24	<p>(報酬の支払形態)</p> <p>➤ 3つ目</p>	(新設)	<p>➤ また、「報酬を安定的に支払い」とは、月給制のほか、特定技能外国人への報酬の支払いをより確実かつ適正なものとするため、報酬の支払方法を預貯金口座への振込とすることも意味しています。特定技能所属機関は、重要事項事前説明の段階で特定技能外国人に対し、報酬の支払方法として預貯金口座への振込みであることを説明した上で、<b>当該外国人の同意を得る必要があります。</b></p>
46	P.25	<p>(昇給等)</p> <p>➤ 1つ目</p>	<p>➤ 1号特定技能外国人が在留することができる期間は、通算して5年を超えない範囲とされており、この範囲で就労することが可能です。したがって、技能の習熟(例:実務経験年数、資格・技能検定を取得した場合、建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベルがステップアップした場合等)に応じて昇給を行うことが必要であり、その昇給見込額等をあらかじめ特定技能雇用契約や計画に記載しておくことが必要です。</p>	<p>➤ 1号特定技能外国人が在留することができる期間は、通算して5年を超えない範囲とされており、この範囲で就労することが可能です。したがって、技能の習熟(例:実務経験年数、資格・技能検定を取得した場合、建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベルがステップアップした場合等)に応じて昇給を行うことが必要であり、その昇給見込額等をあらかじめ特定技能雇用契約<b>及び</b>計画に記載しておくことが必要です。</p>
47	P.25	<p>➤ 2つ目</p>	<p>➤ また、賞与、各種手当や退職金についても日本人と同等に支給する必要がある、特定技能外国人だけが不利になるような条件は認められません。</p>	<p>➤ また、賞与、各種手当や退職金についても日本人と同等に支給する必要がある、特定技能外国人だけが不利になるような条件は認められません。</p> <p><b>就業規則や賃金規定において、無期雇用契約者と有</b></p>



				<p>期雇用契約者で賞与・退職金の取扱いが異なる場合は、無期雇用契約者と同等以上である必要があります。これは、1号特定技能外国人は本人の希望ではなく、制度によって有期雇用契約しか選択できないものであるため、無期雇用契約者と同等以上とするものです。</p>
48	P.25	○1号特定技能外国人に対する事前説明について(告示様式第1別紙2の2、様式第2)	○1号特定技能外国人に対する事前説明について(告示様式第1 3(1)②、様式第2)	○1号特定技能外国人に対する事前説明について(告示様式第1別紙2の2、様式第2)
49	P.25	➤ 1つ目	<p>特定技能所属機関は、必ず告示様式第2を用い、1号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、<b>事前</b>に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事項について理解していることを確認する必要があります。<b>外国人が十分に理解することができる言語を用いた説明については、国土交通省のホームページにおいて公表している様式例を参考にしてください。</b></p>	<p>特定技能所属機関は、必ず告示様式第2を用い、1号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、<b>申請日及び雇用開始予定日前概ね6か月以内</b>に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事項について理解していることを確認する必要があります。「当該外国人が十分に理解することができる言語」が日本語である場合にはその根拠(例:日本の高校を卒業している、日本の大学を卒業している、日本語検定でN2以上に合格している等)を申請書に記載してください。単に技能実習2号又は3号を修了しているというだけでは根拠となりません。</p>
50	P.26	➤ 3つ目	<p>➤ 当該業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、必ず、告示様式第2の「6. 業務内容」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防方策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・納得を得た場合に限り、雇用契約を締結するよう</p>	<p>➤ 当該業務に<b>1号</b>特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、必ず、告示様式第2の「6. 業務内容」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防方策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・納得を得た場合に限り、雇用契約を締</p>

			にしてください。なお、従事させる理由の如何によっては計画を認定しないこともあり得ます。	結するようになしてください。なお、従事させる理由の如何によっては計画を認定しないこともあり得ます。
51	P.27	○1号特定技能外国人の受入れ状況等の報告について(告示様式第1別紙2の4)	○1号特定技能外国人の受入れ状況等の報告について(告示様式第1 3(1)④)	○1号特定技能外国人の受入れ状況等の報告について(告示様式第1別紙2の4)
52	P.27	➤ 1つ目	➤ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったとき(例:経営悪化に伴う雇止め、受入計画の認定の取り消し、在留資格の喪失、特定技能外国人の失踪等)は、国土交通大臣に報告を行う必要があります。	➤ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは <b>特定技能雇用契約</b> が終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったとき(例:経営悪化に伴う雇止め、受入計画の認定の取り消し、在留資格の喪失、特定技能外国人の失踪等)は、国土交通大臣に報告を行う必要があります。
53	P.27	➤ 2つ目	➤ 特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告は、受入れ後原則として1か月以内に行う必要があります。	➤ 特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告は、受入れ後原則として1か月以内に行う必要があり、 <b>退職報告は特定技能雇用契約の終了後速やかに行う必要があります。</b>
54	P.27	○建設キャリアアップシステムへの技能者登録 ➤ 1つ目	➤ 建設キャリアアップシステムには、特定技能所属機関のみならず、特定技能外国人も入国後速やかに登録する必要があります。	➤ 建設キャリアアップシステムには、特定技能所属機関のみならず、特定技能外国人も入国後速やかに登録する必要があります。 <b>技能者登録は簡易型登録・詳細型登録のいずれかを指定することはありませんが、昇給や手当に建設キャリアアップシステムのレベルアップが条件となっている場合は、レベル判定のできる詳細型登録である必要があります。</b>
55	P.28	○元請建設業者の指導について(告示様式第1別紙2の6)	○元請建設業者の指導について(告示様式第1 3(1)⑥)	○元請建設業者の指導について(告示様式第1別紙2の6)

56	P.28	➤ 2つ目	➤ 例えば、特定技能所属機関が特定技能外国人を現場に入場させる際には、現場入場届出書を各添付書類と併せて元請建設業者に提出することが必要となります。	➤ 例えば、特定技能所属機関が1号特定技能外国人を現場に入場させる際には、現場入場届出書を各添付書類と併せて元請建設業者に提出することが必要となります。
57	P.28	➤ 3つ目	➤ 計画の認定証の情報の全部又は一部は、告示第4条第2項の規定に基づき、建設キャリアアップシステムを運用する一般財団法人建設業振興基金に提供されますので、同システムに蓄積されることになり、その情報に基づき、元請建設業者が指導することがあります。	➤ 認定受入計画の内容は、告示第4条第2項の規定に基づき、建設キャリアアップシステムを運用する一般財団法人建設業振興基金に提供されますので、同システムに蓄積されることになり、その情報に基づき、元請建設業者が指導することがあります。
58	P.28	○常勤職員数(告示様式第1別紙1 1(10)、3(2))	○常勤職員数(告示様式第1 1(9)、3(3))	○常勤職員数(告示様式第1別紙1 1(10)、3(2))
59	P.28	➤ 1つ目	➤ 1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者の総数との合計が、特定技能所属機関となる者の常勤の職員(1号特定技能外国人、技能実習生及び外国人建設就労者を含まない)の総数を超えてはいけません。	➤ 建設分野の1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者の総数との合計が、特定技能所属機関となる者の常勤の職員(全ての1号特定技能外国人、技能実習生及び外国人建設就労者を含まない)の総数を超えてはいけません。
60	P.28	④1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項【告示第3条第3項第8号】 ○受入れ後の講習又は研修について(告示様式第1別紙2の7)	○受入れ後の講習又は研修について(告示様式第1 3(1)⑦)	○受入れ後の講習又は研修について(告示様式第1別紙2の7)
61	P.29	➤ 2つ目	➤ 受入れ後講習の受講のための旅費、受講料などの費用負担は、特定技能所属機関が負担することになります。	➤ 講習又は研修を受けさせる義務は、特定技能外国人に課される義務ではなく、特定技能所属機関が受入

			す。	計画の認定を受けるための要件です。このため、講習又は研修を受けさせる際は、特定技能所属機関の業務の一環として当該特定技能外国人の出勤日として取り扱う必要があるとともに、講習又は研修に参加するために必要な時間(移動時間等を含む)については通常の出張と同様に取り扱う必要があります。
62	P.29	○受入予定期間(計画期間)について(告示様式第1別紙1 3(1))	(新設)	○受入予定期間(計画期間)について(告示様式第1別紙1 3(1)) ➤ 1号特定技能外国人については、通算で在留できる期間の上限が5年となっています。計画期間や特定技能雇用契約期間、在留期限に関わらず、「1号特定技能」での通算在留期間が5年に達した時点で、以後の在留は認められないことに留意してください。
63	P.29	○安全衛生教育について(告示様式第1別紙1 4(1))	○安全衛生教育について(告示様式第1 4(1))	○安全衛生教育について(告示様式第1別紙1 4(1))
64	P.29	➤ 1つ目	➤ 計画には、特定技能外国人に従事させる業務に従い、労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛生教育又は技能講習等を箇条書きしてください。特定技能外国人に従事させようとする業務に必要な安全衛生教育の内容が満たされていない場合、国土交通省は特定技能所属機関に対し、指導を行うことがあります。なお、「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、危険又は有害な業務に特定技能外国人に従事させる場合には、雇い入れ時等の安全衛生教育や特別教育等において、当該危険又は有害な業務に伴う労働災害発生のおそれとその防止対策等につい	➤ 計画には、1号特定技能外国人に従事させる業務に従い、労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛生教育又は技能講習等を箇条書きしてください。1号特定技能外国人に従事させようとする業務に必要な安全衛生教育の内容が満たされていない場合、国土交通省は特定技能所属機関に対し、指導を行うことがあります。なお、「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、危険又は有害な業務に特定技能外国人に従事させる場合には、雇い入れ時等の安全衛生教育や特別教育等において、当該危険又は有害な業務に伴う労働災害発生のおそれと

			て正確に理解させるよう留意が必要です。	その防止対策等について正確に理解させるよう留意が必要です。
65	P.30	○技能の習得について(告示様式第1別紙1 4(2))	○技能の習得について(告示様式第1 4(2))	○技能の習得について(告示様式第1別紙1 4(2))
66	P.30	➤ 1つ目	➤ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入後、在留期間中のできる限り早期に職種毎の能力評価基準に定める安全衛生講習を受講させ、建設キャリアアップシステムのレベル2の能力レベルに相当する技能教育を施す <b>必要があります。</b>	➤ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入後、在留期間中のできる限り早期に職種毎の能力評価基準に定める安全衛生講習を受講させ、建設キャリアアップシステムのレベル2の能力レベルに相当する技能教育を施す <b>よう努めてください。</b>
67	P.30	➤ 2つ目	➤ 特定技能所属機関は、受入後3年以内に技能検定2級、5年以内に技能検定1級の取得を目指す等、5年間の在留期間を見据えた技能の向上を図る <b>ことが必要です。</b>	➤ 特定技能所属機関は、受入後3年以内に技能検定2級、5年以内に技能検定1級の取得を目指す等、5年間の在留期間を見据えた技能の向上を図る <b>よう努める必要があります。</b>
68	P.30	➤ 3つ目	➤ 計画には、特定技能外国人の在留中の具体的な技能習得の目標を記載してください。	➤ 計画には、特定技能外国人の在留中の具体的な技能の習得の目標を記載してください。
69	P.30	(2)提出書類	① 建設特定技能受入計画認定申請書(告示様式第1) ※ オンライン申請の場合不要 ② 建設特定技能受入計画(告示様式第1(別紙)) ※ オンライン申請の場合不要 ③ 特定技能所属機関になろうとする者の登記事項証明書 ④ 常勤の職員の数を明らかにする文書(常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる書類を添付すること) ⑤ 建設業法(昭和24法律第100号)第3条の許可を受けていることを証する書類 ⑥ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類	① 建設特定技能受入計画認定申請書(告示様式第1) ※ オンライン申請の場合不要 ② 建設特定技能受入計画(告示様式第1(別紙1、別紙2、別紙3)) ※ オンライン申請の場合不要 ③ 特定技能所属機関になろうとする者の登記事項証明書 ④ 常勤の職員の数を明らかにする文書(常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる書類を添付すること) ⑤ 建設業法(昭和24法律第100号)第3条 <b>第1項</b> の許可を受けていることを証する書類 ⑥ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアア

			<p>(登録後に送付されるハガキ又はメールの写し)</p> <p>⑦ 建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)</p> <p>⑧ 特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類(会員証明書の写し)</p> <p>⑨ ハローワークで求人した際の求人票(計画申請日から1年以内のもの)</p> <p>⑩ 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬額を安定的に支払うことを証する書類</p> <p>※ 同等の技能を有する日本人の賃金台帳(直近の日本人に対する平均的な月額報酬支払実績が分かるもの)及び実務経験年数を証する書類を含む</p> <p>⑪ 特定技能所属機関となろうとする者が、特定技能外国人と締結した特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し</p> <p>⑫ 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明したことを証する書類の写し(告示様式第2)</p> <p>⑬ 就業規則及び賃金規程(「常時10人以上の労働者を使用しない」企業であってこれらを作成していない場合には提出不要。これらを作成している場合には提出してください。)</p>	<p>アップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類(登録後に送付されるハガキ又はメールの写し)</p> <p>⑦ 建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)</p> <p>⑧ 特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類(会員証明書の写し)</p> <p>⑨ ハローワークで求人した際の求人票(計画申請日から1年以内のもの)</p> <p>⑩ 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬額を安定的に支払うことを証する書類</p> <p>※ 同等の技能を有する日本人の賃金台帳(直近の日本人に対する平均的な月額報酬支払実績が分かるもの)及び実務経験年数を証する書類を含む</p> <p>⑪ 特定技能所属機関となろうとする者が、特定技能外国人と締結した特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し(※1)</p> <p>⑫ 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明したことを証する書類の写し(告示様式第2)</p> <p>⑬ 就業規則及び賃金規程(「常時10人以上の労働者を使用しない」企業であってこれらを作成していない場合には提出不要。これらを作成している場合には提出してください。)</p> <p>⑭ 法人番号の確認ができる書類(法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト</p>
--	--	--	--	---

				<p>(<a href="http://www.houjinbangou.nta.go.jp">http://www.houjinbangou.nta.go.jp</a>)より自社の情報を印刷したものの写しのいずれか1点)</p> <p>※1 雇用契約書・雇用条件書は、労働基準法等に従い、適切に契約されたものを提出してください。国土交通省に雇用契約書・雇用条件書を提出して頂くのは、労働に関する法令に関する審査を行うものではなく、建設特定技能受入計画の認定に必要な事項の裏付け資料として使用し、建設分野特有の基準を満たしているかを確認したうえで審査を行うためです。建設特定技能受入計画が認定されたからといって、その申請に添付された雇用契約書・雇用条件書に記載された内容が、労働に関する法令等に照らして適法であると国土交通省が認定したものとはなりません。労働に関する法令についての適法性に疑義がある場合は、国土交通省への申請前に、申請企業等を所管する労働基準監督署にご相談のうえ、適法に締結された契約書等を提出してください。</p>
70	P.31	(3)申請先	<p>外国人就労管理システム (<a href="https://gaikokujinshuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal">https://gaikokujinshuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal</a>)</p> <p>※令和2年4月以降は、原則としてオンラインによる申請となります。上記URL又は国土交通省ホームページのリンクからお進みください。</p> <p>※令和2年4月以降の計画の審査及び認定は各地方整備局等において行います。お問い合わせ先は国土交通省のホームページをご確認ください。</p>	<p>外国人就労管理システム (<a href="https://gaikokujinshuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal">https://gaikokujinshuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal</a>)</p> <p>※原則としてオンラインによる申請となります。上記URL又は国土交通省ホームページのリンクからお進みください。</p> <p>※計画の審査及び認定は各地方整備局等において行います。お問い合わせ先は国土交通省のホームページをご確認ください。</p>
71	P.32	3. 建設特定技能受	<p>➤ 分野参考様式第6-7、変更の届出については様式</p>	<p>➤ 変更の申請については分野参考様式第6-7、変更</p>

		入計画の変更 ➤ 2つ目	第6-8を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。	の届出については様式第6-8を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。
72	P.32	➤ 4つ目	<p>➤ 変更を行わず特定技能外国人の受入れを継続した場合、告示第8条により計画の認定が取り消される可能性がありますので、留意してください。</p> <p>(変更申請が必要なケース) 認定証記載事項の変更 例: 特定技能所属機関の住所、代表者、常勤職員数、受入人数、就労場所等</p> <p>(変更届出が必要なケース) 認定証記載事項以外の建設特定技能受入計画記載事項の変更 例: 特定技能所属機関の連絡先等</p>	➤ 変更を行わず特定技能外国人の受入れを継続した場合、告示第8条により計画の認定が取り消される可能性がありますので、留意してください。
73	P.32	➤ 5つ目	(新設)	➤ 新たな1号特定技能外国人の追加の場合も、1号特定技能外国人受入リストの変更となるため、変更申請となります。
74	P.32	➤ 6つ目	(新設)	➤ 1つの特定技能所属機関が保有することができる認定受入計画は1つのみとなります。既に有効な認定受入計画を保有している特定技能所属機関が、新たな別個の特定技能受入計画を申請した場合は、告示第3条第3項第7号の1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者の総数の合計が常勤の職員の総数を超えないことという基準について、第8条第3号に定める不正の手段により第2条第1号イの認定を受けたとみなされ、計画の認定が取り消される可能性がありますので、くれぐれも重複申請をしないように十分留意してください。
75	P.32	➤ 7つ目	(新設)	➤ 変更申請中に新たな別の変更申請をすることはでき



				<p>ません。先に申請された変更申請の内容と抵触する別の変更申請がなされた場合に、どちらの変更申請に基づいて審査を行えばよいかの判断ができなくなるためです。変更申請を行う場合は、十分な余裕をもって申請を行うようにしてください。</p> <p>(変更申請が必要なケース)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 雇用の根幹に関わる事項の変更</li> <li>2. 受入の根幹に関わる事項の変更</li> <li>3. その他の重要事項の変更</li> </ol> <p>(変更届出が必要なケース)</p> <p>変更申請事項以外の事項の変更</p> <p>※変更申請と変更届出の区分につきましては、国土交通省のホームページをご確認ください。</p>
76	P.32	(その他留意事項)	(新設)	<p>1号特定技能外国人が退職し、再度退職前と同じ会社で就労する場合、国土交通省の外国人就労管理システムに「退職報告」を行い、再来日以後の計画期間について新たな計画の認定を受ける必要があります。</p> <p>また、この場合、地方出入国在留管理局にも以下の届出が必要になります。</p> <p>①雇用契約を終了する場合</p> <p>「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」及び「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に係る届出（特定技能雇用契約の終了）」</p> <p>②新たな雇用契約を締結する場合</p> <p>「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に係る届出（新たな特定技能雇用契約の締結）」</p> <p>➤ 新たな雇用契約に対応する建設特定技能受入計画認定証の写しを添付してください。</p>

				※届出方法の詳細については、特定技能外国人受入れに関する運用要領の第7章 特定技能所属機関に関する届出をご確認ください。
77	P.33	4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し	<p>告示第8条のいずれかに該当するときは、計画の認定が取り消されることとなります。</p> <p>また、計画の認定が取り消された場合、特定技能所属機関は、特定技能外国人を他の特定技能所属機関へ転職させるための支援を行う必要があります。</p> <p>建設分野の場合、告示第14条の登録法人が転職先の斡旋を行うことになっていますので、特定技能所属機関自らが転職先を確保できない場合には、登録法人に対して、転職の支援が必要な旨、報告を行ってください。</p>	<p>告示第8条のいずれかに該当するときは、計画の認定が取り消されることとなります。</p> <p>また、計画の認定が取り消された場合、特定技能所属機関は、特定技能外国人を他の特定技能所属機関へ転職させるための支援を行う必要があります。</p> <p>建設分野の場合、告示第10条の登録法人が転職先の斡旋を行うことになっていますので、特定技能所属機関自らが転職先を確保できない場合には、登録法人に対して、転職の支援が必要な旨、報告を行ってください。</p>
78	P.36	【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	(新設)	<p>第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(1)「建設分野特定技能1号評価試験」又は「技能検定3級」(運用方針3(1)アの試験区分:運用方針別表1 a. 試験区分(3(1)ア関係)のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能1号) (技能水準)</p> <p>当該試験は、図面を読み取り、指導者の指示・監督を受けながら、適切かつ安全に作業を行うための技能や安全に対する理解力等を有する者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。</p> <p>(評価方法)</p>

				<p>① 「建設分野特定技能1号評価試験」  試験言語:日本語  実施主体:国土交通大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人  実施方法:コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式</p> <p>② 「技能検定3級」  試験言語:日本語  実施主体:都道府県(一部事務は都道府県職業能力開発協会)  実施方法:学科試験及び実技試験</p> <p>イ 試験の適正な実施を担保する方法</p> <p>① 建設分野特定技能1号評価試験については、試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管理、当該試験内容に係る実務経験を有する試験監督員の配置、顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認や持ち物検査の実施等、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。</p> <p>② 技能検定3級については、各試験実施主体において講じられている顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認の実施等の措置に従う。</p> <p>(2)「建設分野特定技能2号評価試験」、「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」(運用方針3(2)アの試験区分:運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)のとおり)  ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)</p>
--	--	--	--	---

				<p>(技能水準)</p> <p>当該試験への合格及び建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(以下「班長」という。)としての実務経験(必要な年数については、試験区分ごとに国土交通省が別途定める。)を要件とする。当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、班長としての実務経験を確認することで、その者が建設現場において複数の技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する能力も有すると認められる。</p> <p>従って、これらの要件を満たす者は、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に定める熟練した技能を有するものと認める。</p> <p>(評価方法)</p> <p>① 「建設分野特定技能2号評価試験」 試験言語:日本語 実施主体:国土交通大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人 実施方法:コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式</p> <p>② 「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」 試験言語:日本語 実施主体:都道府県(一部事務は都道府県職業能力開発協会)</p>
--	--	--	--	--

				<p>実施方法:学科試験及び実技試験</p> <p>イ 試験の適正な実施を担保する方法</p> <p>① 建設分野特定技能2号評価試験については、試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管理、当該試験内容に係る実務経験を有する試験監督員の配置、顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認や持ち物検査の実施等、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。</p> <p>② 技能検定1級及び技能検定単一等級については、各試験実施主体において講じられている顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認の実施等の措置に従う。</p>
79	P.38	1. 概要	<p>建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人は、要件を満たせば、国土交通大臣から特定技能外国人受入事業実施法人の登録を受けることができます。建設分野で1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関はすべて、この登録を受けた法人に直接または間接的に所属し、その行動規範を遵守することが求められます。</p>	<p>建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人は、要件を満たせば、国土交通大臣から特定技能外国人受入事業実施法人の登録を受けることができます。建設分野で特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関はすべて、この登録を受けた法人に直接または間接的に所属し、その行動規範を遵守することが求められます。</p>
80	P.38	<p>2. 特定技能外国人受入事業実施法人の登録</p> <p>(1)登録要件</p> <p>①特定技能外国人受入事業【告示第1</p>	<p>➤ 登録法人は、建設分野特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、海外現地機関と業務提携をしたうえで、教育訓練プログラムを策定し、教育訓練実施のための講師の派遣や訓練に必要な資機材の調達等について取り組む必要があります。</p>	<p>➤ 登録法人は、すべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験を実施する必要があります。また、登録法人は建設分野特定技能1号及び2号に係る特定技能評価試験の作成に当たっては試験実施業務区分ごとに、関係建設業者団体(登録法人の正会員である専門工事業団体に限る。)又は当該団体加盟</p>

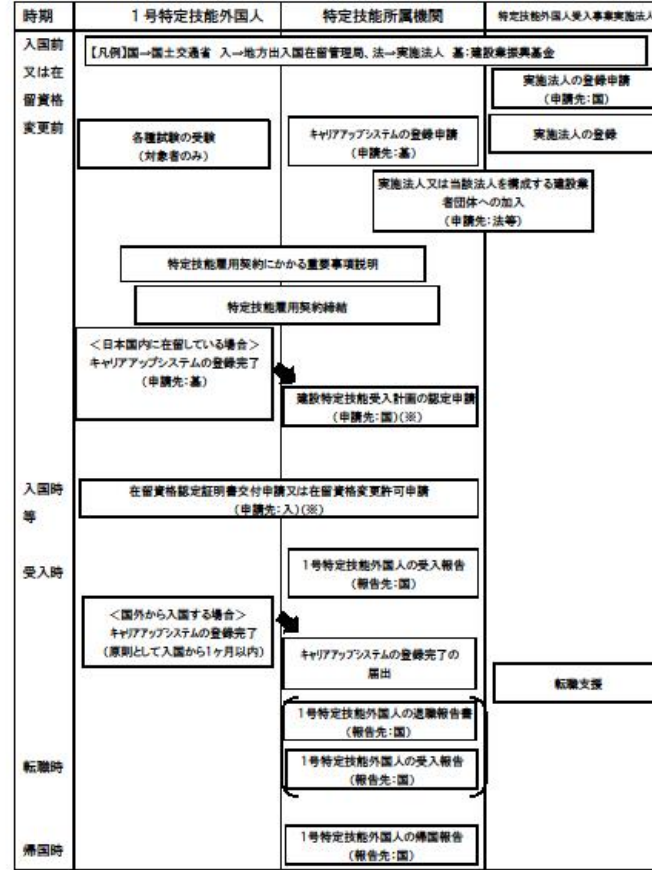
		<p>0条第1号】 ○建設分野特定技能評価試験の実施 ➤ 1つ目</p>		<p>企業の職員からなる試験委員と国土交通省及び登録法人から構成される試験委員会の確認を受ける必要があります。</p>
81	P.38	<p>➤ 2つ目</p>	<p>➤ 試験の実施に係る総合調整は登録法人が行いますが、受入対象の試験区分に係る専門工事業団体は、それぞれ建設分野特定技能1号及び2号に係る技能評価試験を作成し、登録法人の求めに応じて、試験官の派遣や合否判定などの事務を支援することになります。</p>	<p>(削除)</p>
82	P.39	<p>○建設分野における特定技能外国人に対する講習、訓練又は研修の実施、就職のあっせん等の取組</p>	<p>○建設分野特定技能外国人に対する講習、訓練又は研修の実施、就職のあっせん等の取組</p>	<p>○建設分野における特定技能外国人に対する講習、訓練又は研修の実施、就職のあっせん等の取組</p>
83	P.39	<p>➤ 1つ目</p>	<p>➤ 登録法人は、建設分野特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、海外現地機関と業務提携をしたうえで、教育訓練プログラムを策定し、教育訓練実施のための講師の派遣や訓練に必要な資機材の調達等について取り組む必要があります。</p>	<p>➤ 登録法人は、建設分野における特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、海外現地機関と業務提携をしたうえで、教育訓練プログラムを策定し、教育訓練実施のための講師の派遣や訓練に必要な資機材の調達等について取り組む必要があります。</p>
84	P.39	<p>➤ 2つ目</p>	<p>(新設)</p>	<p>➤ また、登録法人は専門工事業団体と連携して、特定技能外国人に対し、必要な技能研修や日本語研修等について取り組む必要があります。</p>
85	P.39	<p>➤ 3つ目</p>	<p>➤ 就職のあっせんについては、建設労働者の場合、民間の有料職業紹介事業者による人材あっ旋が受けられないため、他業種と比べて特定技能外国人の求人求職に不利となっています。したがって、主に登録法人</p>	<p>➤ 就職のあっせんについては、建設労働者の場合、民間の有料職業紹介事業者による人材あっせんが受けられないため、他業種と比べて特定技能外国人の求人求職に不利となっています。したがって、主に登録</p>

			が、企業からの求人情報を集約し、求人求職のあつ旋等を行うこととなります(ハローワーク等の無料職業紹介の活用は自由に行えます)。また、建設分野特定技能外国人や技能実習修了者が現所属先から転職を希望した際の対応も求めに応じて行うこととなります。	法人が、企業からの求人情報を集約し、求人求職のあつせん等を行うこととなります(ハローワーク等の無料職業紹介の活用は自由に行えます)。また、建設分野特定技能外国人や技能実習修了者が現所属先から転職を希望した際の対応も求めに応じて行うこととなります。
86	P.39	○特定技能所属機関が認定受入計画に従った受入れを行っていることを確保するための取組	○特定技能所属機関が計画に従った受入れを行っていることを確保するための取組	○特定技能所属機関が認定受入計画に従った受入れを行っていることを確保するための取組
87	P.39	➤ 1つ目	➤ 計画に従った受入れを行っていることを継続的に確認することは、建設業界の共通の利益に資するものであり、国のみならず、建設業界を代表する立場である登録法人自身にもその役割を担わせることとしたものです。いわば、登録法人は、建設業界の自警団としての役割を担っていると考えて良いでしょう。	➤ 計画に従った受入れを行っていることを継続的に確認することは、建設業界の共通の利益に資するものであるため、国のみならず、建設業界を代表する立場である登録法人自身にもその役割を担わせることとしたものです。いわば、登録法人は、建設業界の自警団としての役割を担っていると考えて良いでしょう。
88	P.41	(3)申請先	(3)提出先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省不動産・建設経済局国際市場課監理係 (郵送又は持参)	(3)申請先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省不動産・建設経済局国際市場課 (郵送又は持参)

特定技能所属機関等が行う手続等  
(フロー図)

特定技能所属機関等が行う手続等(フロー図)

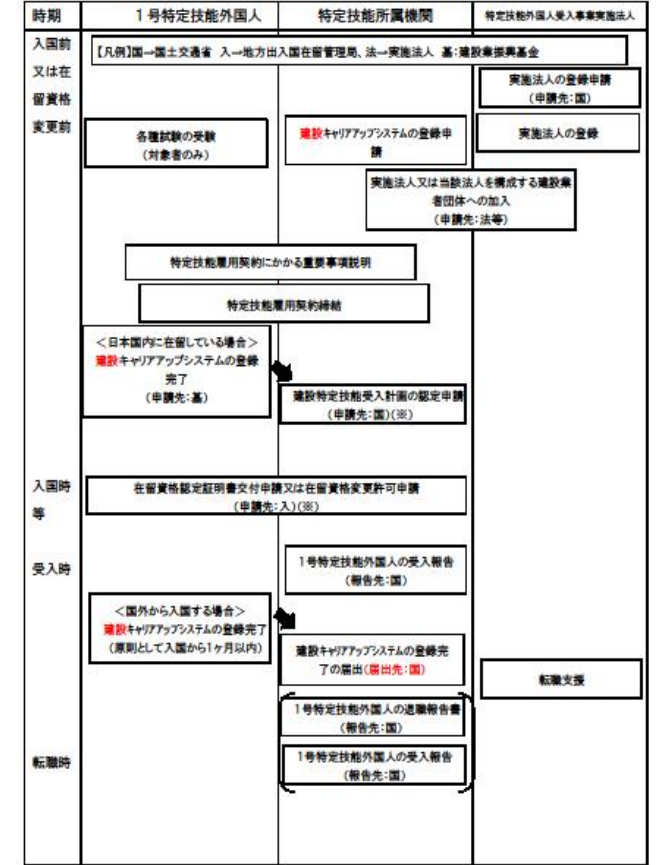
1号特定技能外国人の受入れから帰国までの間において、特定技能所属機関等が行う必要のある主な手続(申請、報告等)については下図のとおりです。



※ 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を待たずに在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計画の認定が得られ次第、地方出入国在留管理局へ建設特定技能受入計画認定証(写し)を提出してください。

特定技能所属機関等が行う手続等(フロー図)

1号特定技能外国人の受入れから帰国までの間において、特定技能所属機関等が行う必要のある主な手続(申請、報告等)については下図のとおりです。



※ 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を待たずに在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計画の認定が得られ次第、地方出入国在留管理局へ建設特定技能受入計画認定証(写し)を提出してください。



P.42

特定技能所属機関  
等が行う手続等  
(フロー図)

(新設)

また、2号特定技能外国人の受入れにおいて、特定技能所属機関等が行う必要のある主な手続（申請、報告等）については下図のとおりです。

時期	2号特定技能外国人	特定技能所属機関	特定技能外国人受入事業実施法人
入国前 又は 在留資格 変更前	<p>【丸印】同一国土交通省 入→地方出入在留管理局、法→実施法人、基→建設業振興基金</p> <p>各種試験の受験 (対象者のみ)</p> <p>1号特定技能外国人の退職報告書 (対象者のみ・報告先:国)</p> <p>&lt;日本国内に在留している場合&gt; 建設キャリアアップシステムの登録 完了 (申請先:基)</p>	<p>建設キャリアアップシステムの登録申 請</p> <p>実施法人又は当該法人を構成する建設業 者団体への加入 (申請先:法等)</p>	<p>実施法人の登録申請 (申請先:国)</p> <p>実施法人の登録</p>
入国時 等		<p>在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請 (申請先:入)</p>	
受入時	<p>&lt;国外から入国する場合&gt; 建設キャリアアップシステムの登録完了 (原則として入国から1ヶ月以内)</p>		
転職時		<p>在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請 (申請先:入)</p>	

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)
特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業
【特定技能1号】 型枠工(作業者の指示・監督を受けながら、コンクリートを行うための型枠の製作、加工、組立て(型枠組立の作業に従事))	建設分野特定技能1号 評価試験 (型枠工)	国際交流基金日本語基礎テスト	型枠施工	型枠工事
【特定技能2号】 型枠工(作業者の指示・監督を受けながら、コンクリートを行うための型枠の製作、加工、組立て(型枠組立の作業に従事)、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験 (型枠工)	国際交流基金日本語基礎テスト		建設分野特定技能2号 評価試験 (型枠工)
【特定技能1号】 左官(作業者の指示・監督を受けながら、壁出し作業、各種下地処理した塗り作業(セメント系、石膏系塗り)、調整をもちろ、塗膜等にに従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (左官)	国際交流基金日本語基礎テスト	左官	左官
【特定技能2号】 左官(複数の建設技能者を指導しながら、壁出し作業、各種下地処理した塗り作業(セメント系、石膏系塗り)、調整をもちろ、塗膜等にに従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験 (左官)	国際交流基金日本語基礎テスト		建設分野特定技能2号 評価試験 (左官)
【特定技能1号】 コンクリート打設(作業者の指示・監督を受けながら、コンクリート等コンクリートポンプを用いて建築物の骨組の打設作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験 (コンクリート打設)	国際交流基金日本語基礎テスト	コンクリート打設 工	コンクリート打設 工

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)
特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業
【特定技能2号】 コンクリート打設(複数の建設技能者を指導しながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて建築物の骨組の打設作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験 (コンクリート打設工)	国際交流基金日本語基礎テスト		建設分野特定技能2号 評価試験 (コンクリート打設)
【特定技能1号】 コンクリート打設工(作業者の指示・監督を受けながら、コンクリートポンプを用いて建築物の骨組の打設作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (コンクリート打設工)	国際交流基金日本語基礎テスト		建設分野特定技能2号 評価試験 (コンクリート打設工)
【特定技能2号】 コンクリート打設工(複数の建設技能者を指導しながら、コンクリートポンプを用いて建築物の骨組の打設作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験 (コンクリート打設工)	国際交流基金日本語基礎テスト		建設分野特定技能2号 評価試験 (コンクリート打設工)
【特定技能1号】 建設現場施工(作業者の指示・監督を受けながら、建設現場を構成する、掘削、土留、敷地、積み込み、掘削、建設現場の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (建設現場施工)	国際交流基金日本語基礎テスト	掘削・掘削 積み込み	掘削・掘削 積み込み
【特定技能2号】 建設現場施工(複数の建設技能者を指導しながら、建設現場を構成する、掘削、土留、敷地、積み込み、掘削、建設現場の作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験 (建設現場施工)	国際交流基金日本語基礎テスト		建設分野特定技能2号 評価試験 (建設現場施工)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)
特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業
【特定技能1号】 土木(作業者の指示・監督を受けながら、土木施設の建設、改良、維持、管理に係る作業に従事)	建設分野特定技能1号(評価試験(土木)) 技能検定3級(型枠工) 技能検定3級(左官) 技能検定3級(型枠工)	国際交流基金日本語基礎テスト		土木 土木 土木
【特定技能2号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、土木施設を構成する、土木施設の建設、改良、維持、管理に係る作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号(評価試験(土木)) 技能検定3級(型枠工) 技能検定3級(左官) 技能検定3級(型枠工)	国際交流基金日本語基礎テスト		土木 土木 土木
【特定技能1号】 建設現場施工(作業者の指示・監督を受けながら、建設現場を構成する、掘削、土留、敷地、積み込み、掘削、建設現場の作業に従事)	建設分野特定技能1号(評価試験(建設現場施工)) 技能検定3級(コンクリート打設工) 技能検定3級(セメント系塗り)	国際交流基金日本語基礎テスト		掘削・掘削 積み込み 掘削作業
【特定技能2号】 建設現場施工(複数の建設技能者を指導しながら、建設現場を構成する、掘削、土留、敷地、積み込み、掘削、建設現場の作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号(評価試験(建設現場施工)) 技能検定3級(コンクリート打設工) 技能検定3級(セメント系塗り)	国際交流基金日本語基礎テスト		掘削・掘削 積み込み 掘削作業

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)
特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業
【特定技能2号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、土木施設を構成する、土木施設を構成する、土木施設の建設、改良、維持、管理に係る作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号(評価試験(土木)) 技能検定3級(型枠工) 技能検定3級(左官) 技能検定3級(型枠工)	国際交流基金日本語基礎テスト		土木 土木 土木
【特定技能1号】 土木(作業者の指示・監督を受けながら、土木施設を構成する、土木施設を構成する、土木施設の建設、改良、維持、管理に係る作業に従事)	建設分野特定技能1号(評価試験(土木)) 技能検定3級(型枠工) 技能検定3級(左官) 技能検定3級(型枠工)	国際交流基金日本語基礎テスト		土木 土木 土木
【特定技能2号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、土木施設を構成する、土木施設を構成する、土木施設の建設、改良、維持、管理に係る作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号(評価試験(土木)) 技能検定3級(型枠工) 技能検定3級(左官) 技能検定3級(型枠工)	国際交流基金日本語基礎テスト		土木 土木 土木

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
【特定技能1号】 建設分野特定技能1号 技能試験 【特定技能2号】 土工(複数の建設技能者を指導しながら、複数の建設技能者や見学の技能者を用いて建設を必要とする作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/	建設分野特定技能2号 技能試験 (土工)
		日本語能力試験(N4以上)	/	/	
【特定技能1号】 建設分野特定技能1号 技能試験 【特定技能2号】 土工(複数の建設技能者を指導しながら、複数の建設技能者や見学の技能者を用いて建設を必要とする作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験	国際交流基金日本語基礎テスト	かわらふき	かわらふき	建設分野特定技能2号 技能試験 (土工)
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能1号】 建設分野特定技能1号 技能試験 【特定技能2号】 土工(複数の建設技能者を指導しながら、複数の建設技能者や見学の技能者を用いて建設を必要とする作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/	建設分野特定技能2号 技能試験 (土工)
		日本語能力試験(N4以上)			

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
【特定技能1号】 電気通信(指導者の指示・監督を受けながら、通信機器の設置、通信ケーブルの配線等の電気通信工事の作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験 (電気通信)	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/	建設分野特定技能2号 技能試験 (電気通信)
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能1号】 電気通信(複数の建設技能者を指導しながら、複数の建設技能者や見学の技能者を用いて建設を必要とする作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験 (電気通信)	国際交流基金日本語基礎テスト	鉄筋施工	鉄筋組立て	建設分野特定技能2号 技能試験 (電気通信)
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能1号】 電気通信(指導者の指示・監督を受けながら、通信機器の設置、通信ケーブルの配線等の電気通信工事の作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験 (電気通信)	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/	建設分野特定技能2号 技能試験 (電気通信)
		日本語能力試験(N4以上)			

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
【特定技能1号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、複数の建設技能者や見学の技能者を用いて建設を必要とする作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験 (土木)	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/	建設分野特定技能2号 技能試験 (土木)
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能1号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、複数の建設技能者や見学の技能者を用いて建設を必要とする作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験 (土木)	国際交流基金日本語基礎テスト	鉄筋施工	鉄筋組立て	建設分野特定技能2号 技能試験 (土木)
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能1号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、複数の建設技能者や見学の技能者を用いて建設を必要とする作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験 (土木)	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/	建設分野特定技能2号 技能試験 (土木)
		日本語能力試験(N4以上)			

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
【特定技能1号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、複数の建設技能者や見学の技能者を用いて建設を必要とする作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験 (土木)	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/	建設分野特定技能2号 技能試験 (土木)
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能1号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、複数の建設技能者や見学の技能者を用いて建設を必要とする作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験 (土木)	国際交流基金日本語基礎テスト	鉄筋施工	鉄筋組立て	建設分野特定技能2号 技能試験 (土木)
		日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能1号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、複数の建設技能者や見学の技能者を用いて建設を必要とする作業に従事し、工程管理等)	建設分野特定技能1号 技能試験 (土木)	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/	建設分野特定技能2号 技能試験 (土木)
		日本語能力試験(N4以上)			

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種 作業	技能水準及び評価方法等(注)
【特定技能1号】 内定上げ(建設業の指示・監督を受けながら、プロジェクト高層ビル工事、カーペット高層ビル工事、建築下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事)	建設分野特定技能1号 (内定上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内定仕上げ職工 建築下地工事	プロジェクト高層ビル仕上げ工事 カーペット高層ビル仕上げ工事
	技能補定3種 (内定仕上げ職工)	日本語能力試験(N4以上)		
【特定技能2号】 内定上げ(複数の建設技能者を擁護しながら、プロジェクト高層ビル仕上げ工事、カーペット高層ビル仕上げ工事、建築下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事し、工程を管理)	/	/	産業	建築
	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (内定仕上げ)	建設分野特定技能2号 (内定仕上げ)
	/	/	技能補定1種 (内定仕上げ職工)	技能補定1種 (高層)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種 作業	技能水準及び評価方法等(注)
【特定技能1号】 専員(指導者の指示・監督を受けながら、空調工場の設置、屋敷の居住付等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 (内定上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内定仕上げ職工 建築下地工事	プロジェクト高層ビル仕上げ工事 カーペット高層ビル仕上げ工事
	技能補定3種 (内定仕上げ職工)	日本語能力試験(N4以上)		
【特定技能2号】 専員(複数の建設技能者を擁護しながら、空調工場の設置、屋敷の居住付等の作業に従事し、工程を管理)	/	/	産業	建築
	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (内定仕上げ)	建設分野特定技能2号 (内定仕上げ)
	/	/	技能補定1種 (内定仕上げ職工)	技能補定1種 (高層)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種 作業	技能水準及び評価方法等(注)
【特定技能1号】 専員(複数の建設技能者を擁護しながら、空調工場の設置、屋敷の居住付等の作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 (内定上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内定仕上げ職工 建築下地工事	プロジェクト高層ビル仕上げ工事 カーペット高層ビル仕上げ工事
	技能補定3種 (内定仕上げ職工)	日本語能力試験(N4以上)		
【特定技能2号】 専員(複数の建設技能者を擁護しながら、空調工場の設置、屋敷の居住付等の作業に従事し、工程を管理)	/	/	産業	建築
	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (内定仕上げ)	建設分野特定技能2号 (内定仕上げ)
	/	/	技能補定1種 (内定仕上げ職工)	技能補定1種 (高層)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種 作業	技能水準及び評価方法等(注)
【特定技能1号】 専員(複数の建設技能者を擁護しながら、空調工場の設置、屋敷の居住付等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 (内定上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内定仕上げ職工 建築下地工事	プロジェクト高層ビル仕上げ工事 カーペット高層ビル仕上げ工事
	技能補定3種 (内定仕上げ職工)	日本語能力試験(N4以上)		
【特定技能2号】 専員(複数の建設技能者を擁護しながら、空調工場の設置、屋敷の居住付等の作業に従事し、工程を管理)	/	/	産業	建築
	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (内定仕上げ)	建設分野特定技能2号 (内定仕上げ)
	/	/	技能補定1種 (内定仕上げ職工)	技能補定1種 (高層)

(注) 試験の名称は、実務経験等(建設現場において複数の建設技能者を擁護しながら従事し、工程を管理する者(専員)としての実務経験)が認められている。  
 (注2) 専員は、建設現場での職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を1回以上修了した専員、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除される。

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
特定技能外国人が従事する業務区分	建設分野特定技能1号 技能水準及び評価方法等	国際交流基金日本語基礎テスト (C2F)	職種	作業	建設分野特定技能2号 評価試験 (C2F)
【特定技能1号】 上記(職種等)の指示・監督を受けながら、自らの建築物、道路、土止め及び地盤、特殊工事等において又は船体等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 技能検定3級 (C2F)	国際交流基金日本語基礎テスト (C2F)	とび	とび	建設分野特定技能2号 評価試験 (C2F)
【特定技能2号】 上記(職種等)の建設技術者を指導しながら、自らの建築物、道路、土止め及び地盤、特殊工事等において又は船体等の作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト (C2F)			建設分野特定技能2号 評価試験 (C2F)
【特定技能1号】 建築大工(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 (建築大工) 技能検定3級 (建築大工)	国際交流基金日本語基礎テスト (建築大工)	建築大工	大工工事	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築大工)
【特定技能2号】 建築大工(複数の建設技術者を指導しながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取付け等の作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 (建築大工)	国際交流基金日本語基礎テスト (建築大工)			建設分野特定技能2号 評価試験 (建築大工)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
特定技能外国人が従事する業務区分	建設分野特定技能1号 技能水準及び評価方法等	国際交流基金日本語基礎テスト (配管)	職種	作業	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築配管)
【特定技能1号】 配管(指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 技能検定3級 (配管)	国際交流基金日本語基礎テスト (配管)	配管	建築配管 プラント配管	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築配管)
【特定技能2号】 配管(複数の建設技術者を指導しながら、配管加工・組立て等の作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト (配管)			建設分野特定技能2号 評価試験 (建築配管)
【特定技能1号】 建築板金(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装(内装、天井等)、外装(外壁、屋根、瓦工)等に係る金属製内外装材の加工、取付け又はそのための製作・取付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 (建築板金) 技能検定3級 (建築板金(内外装板金作業))	国際交流基金日本語基礎テスト (建築板金)	建築板金	屋根板金 内外装板金	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築板金)
【特定技能2号】 建築板金(複数の建設技術者を指導しながら、建築物の内装(内装、天井等)、外装(外壁、屋根、瓦工)等に係る金属製内外装材の加工、取付け又はそのための製作・取付け等の作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 (建築板金)	国際交流基金日本語基礎テスト (建築板金)			建設分野特定技能2号 評価試験 (建築板金)
【特定技能1号】 建築保冷(指導者の指示・監督を受けながら、外装(外壁、屋根、瓦工)等に係る金属製内外装材の加工、取付け又はそのための製作・取付け等の作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験 (保冷保冷)	国際交流基金日本語基礎テスト (保冷保冷)	熱絶縁施工	保冷保冷工事	建設分野特定技能2号 評価試験 (保冷保冷)
【特定技能2号】 建築保冷(複数の建設技術者を指導しながら、外装(外壁、屋根、瓦工)等に係る金属製内外装材の加工、取付け又はそのための製作・取付け等の作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験 (保冷保冷)	国際交流基金日本語基礎テスト (保冷保冷)			建設分野特定技能2号 評価試験 (保冷保冷)

別表0-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)
<p>【特定技能1号】 保護被検(複数の建設技能者を指導しながら、各種設備、作業計画立案、動力設備などの材料加工、化学工業等の各種設備の保守修繕工事等の作業に従事し、工務を管理)</p>				<p>建設分野特定技能2号 評価試験 (保安業務) 技能検定1級 (熱線線路上(保護保守工事)作業)</p>
<p>【特定技能1号】 吹付ワレシム形機(指導者の指示・監督を受けながら、吹付ワレシム形機工事等作業及び関連工事作業に従事し、工務を管理)</p>	建設分野特定技能1号 評価試験 (吹付ワレシム形機)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)		
<p>【特定技能2号】 吹付ワレシム形機(複数の建設技能者を指導しながら、吹付ワレシム形機工事等作業及び関連工事作業に従事し、工務を管理)</p>				<p>建設分野特定技能2号 評価試験 (吹付ワレシム形機) 技能検定1級 (熱線線路上(吹付け確認ワレシムフォーム)熱線工事作業)</p>
<p>【特定技能1号】 海洋土木工(指導者の指示・監督を受けながら、水車修繕、水上で行うしんせつ及び積造物の製作・搬送等の作業に従事)</p>	建設分野特定技能1号 評価試験 (海洋土木工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)		
<p>【特定技能2号】 海洋土木工(複数の建設技能者を指導しながら、水車修繕、水上で行うしんせつ及び積造物の製作・搬送等の作業に従事し、工務を管理)</p>				<p>建設分野特定技能2号 評価試験 (海洋土木工)</p>

(注)1)試験の合格に加えて、業務経験要件(建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工務を管理する者(班長)としての業務経験)が課せられている。(2)2)終了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を2回以上修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除される。

別表 6-2

試験区分 建設分野特定技能1号詳細試験（型枠施工）又は技能検定3級（型枠施工）

業務区分 型枠施工	
業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事
主な業務内容	①基準量出し、型枠組立用量出し、集塵・仕上げ用量出し ②型枠下ごしらえ・加工、型枠パネル製作 ③特殊型枠、PC 型枠製作 ④型枠・型枠パネル組立て、特殊型枠・鋼製型枠等組立て、PC 取付け、鋼製デッキ等取付 ⑤型枠用足場・支保工足場組立て ⑥型枠締付け・固定、型枠支保工設置 ⑦コンクリート打設合番 ⑧型枠・型枠パネル解体、特殊型枠・鋼製型枠等解体 ⑨型枠支保工解体、型枠用足場・支保工足場解体
想定される関連業務	①型枠数量積算 ②躯体図（コンクリート図）、型枠施工計画図、型枠支保工計画図、型枠支保工計算書類等作成・読図 ③型枠加工図、加工順作成・読図 ④型枠費概算積算、発注 ⑤鉄骨建方・構造用集材建方精度管理 ⑥資機材整理、小運搬、資機材積算 ⑦資機材運搬、不要材運搬 ⑧その他、型枠施工業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	①コンクリート型枠用合板、合板パネル、鋼製型枠、樹脂製・型枠、システム型枠、型枠用鋼製デッキ、割離剤等 ②面木、目地棒、欠き込み材、枕木、端太角、トンボ端太 ③各種緊結材・固定材 セパレータ、Pコン、ホームタイ等締付け金物、鋼管、ターンバックル、チェーン、紐がらみ、クランプ、釘、ビス ④各種支保工 パイプサポート、枠組足場、支柱等 ⑤各種打込資材・金物類 インサート、スリーブ、タラップ、アンカー類、前置スリット、断熱材等
使用する主な機械、設備、工具等	①手工具 型枠ハンマー、手鋸、ホームタイ回し、ラチェット、セパレータワックス、番線カッター、パール、丸バール ②量出し機器 量つぼ、下げ振り、ましがね、スケール、トランシット、レベル、ライン・ポイントレーザー、レーザレベル ③電動工具

別表 6-2

試験区分 建設分野特定技能1号詳細試験（土木）等

業務区分 土木	
業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事
主な業務内容	① 型枠施工 ② コンクリート圧送 ③ トンネル推進工 ④ 建設機械施工 ⑤ 土工 ⑥ 鉄筋施工 ⑦ とび ⑧ 海洋土木工 ⑨ その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の廻り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

インパクトレンチ、電気ドリル、携帯用丸のこ盤、可搬式、丸のこ盤、釘打り機、コソプレッシャー、電工ドラム

④足場設備  
可搬式作業台、脚立、足場板、特組足場、単管足場、高西、作業車

⑤揚重機械・設備・玉掛用品  
定置式クレーン、移動式クレーン、人荷エレベータ、建設用リフト、玉掛ワイヤ、シャックル、ワイヤーモック、パレット、電動ホイスト、チェーンブロック、電動チェーン、ブロック

⑥機械・車輛・運搬具  
トラクタ、ユニック車(小型移動式クレーン)、フォークリフト、台車、ハンドパレット



92

別表6-3

別表6-3

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験(左官)又は技能検定3級(左官)

業務区分 左官

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業(マゼントモルタル、石膏プaster、既調合モルタル、漆喰等)に従事
主な業務内容	①壁塗り ②床塗り ③コンクリート面金網の仕上げ ④墨出し
想定される関連業務	①測定 ②各種図面の読図 ③左官作業用機械の保守管理 ④養生 ⑤足場の組立て ⑥玉掛け ⑦その他、左官業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	マゼント、石膏プaster、ドロマイトプaster、消石灰、澱粉材料、無機質澱粉材、合成樹脂系澱粉材、紙大網、防水剤、顔料、骨材、砂、バーファイト、バーミキュライト、軽石、水結核材料、すま、メッシュネット、既調合材料、既調合マゼントモルタル、既調合石膏プaster 他
使用する主な機械、設備、工具等	墨出し用具、定規、ポンプ、研磨機、ミキサー、マゼワー

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験(建築)等

業務区分 建築

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事
主な業務内容	①型枠施工 ②左官 ③コンクリート圧送 ④屋根よき ⑤土工 ⑥鉄筋施工 ⑦鉄筋継手 ⑧内装仕上げ ⑨表装 ⑩とび ⑪建築大工 ⑫建築板金 ⑬吹付フレタス断熱 ⑭その他、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、修繕、模様替又は係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の組み立てその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

93

別表6-4

別表6-4

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート圧送)

業務区分 コンクリート圧送

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートをコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事
主な業務内容	①コンクリート圧送工事の設けり ②輸送管の配管 (輸送管の判別・測定、輸送管閉塞時の対応を含む) ③コンクリートポンプおよび関連装置の操作 (コンクリートポンプ故障時の修復箇所判断およびその処置を含む) ④優先作業 ⑤圧送装置および輸送管の洗浄
想定される関連業務	①コンクリートポンプ等の保守管理 ②コンクリートポンプ車の運転 ③その他、コンクリート圧送業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	①先送り材(水-マゼントペースト-モルタル-圧送用先行剤など) ②生コンクリート(レディーミクストコンクリートおよびその他の生コンクリート) ③塊コンクリート処理剤・改良剤
使用する主な機械、設備、工具等	①機械、設備等 コンクリートポンプ(定置式・トラック式)、コンクリートポンプ車、コンクリートディストリビュータ、輸送管(直管、ベント管、チューバ管、変更管、分岐管、分配管等)、ジョイント、ドッキングホース、先端ホース、ストップバルブ、輸送管洗浄用ポンプ・クレーン、配管支持機構および継ぎ目材、落下防止装置(安全ワイヤなど)、コンプレッサ、水ポンプ、油圧シャッターバルブの油圧発生装置、発電機 ②器具等 各種手工具類、各種保護具(保護帽、保護メガネ、塵埃防止用器具(安全帯)、手袋、長靴(安全靴)など)

別表6-4

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験(ファイファイン・設備)等

業務区分 ファイファイン・設備

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のファイファイン・設備の整備・設置、変更又は修繕に係る作業等に従事
主な業務内容	①電気通信 ②配管 ③建築板金 ④保温保冷 ⑤その他、ファイファイン・設備の整備・設置、変更又は修繕に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の組み立てその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

別表6-5

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験(トンネル推進工)

業務区分 トンネル推進工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、地下等を掘削し管きよを構築する作業に従事
主な業務内容	①立坑の築造、掘戻し ②地上設備・坑内設備の設置、撤去 ③掘削 ④管きよの敷設(撤去・更新・改築を含む) ⑤掘削土の処分 ⑥コンクリート構造物の築造
想定される関連業務	①断面の掘削 ②調査(地下埋設物、地上変状等) ③地盤改良 ④補強 ⑤その他、トンネル推進工業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	鋼材、生コンクリート、モルタル、鋼矢板、ワイヤープレート、坑口金物、管材料(鉄筋コンクリート管、鋼管、ダクタイル鋳鉄管、塩化ビニル管、樹脂管 等)、セグメント、人孔、継手材、作業材、裏込材、砕石、セメント、砂、砕石、アスファルトコンクリート、型枠材、足場材、覆工板、木材、鉄筋 等
使用する主な機械、設備、工具等	①機械 クレーン、高所作業車、パワーショベル、タラムシェル、水中ポンプ、ジャッキ、掘削機、ミキサー、グラウトポンプ、掘削装置、スラリーポンプ、土砂圧送ポンプ、ベルトコンベヤ、ドリトロ、土砂バケット、バッチリーカー、ボーリングマシン、水櫃、電気溶接機、発電機、パイプレーター、ウインチ、送風機、タンピングランマー、プレートコンパクター 等 ②設備 掘削設備、ジャッキ及び関連設備、土砂搬送設備、排水処理設備、水処理設備、注入設備、送風設備、軌条設備 等 ③工具等 スパナ、レンチ、チェーンブロック、レバーブロック、ワイヤーロープ、玉掛け用ロープ、ガス切断機、スコップ、ハンマー、鋸、ハッカー 等 ④その他 測量機器、ガス濃度測定器 等

別表6-5

試験区分 建設分野特定技能2号評価試験(土木)等

業務区分 土木

業務の定義	複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理
主な業務内容	①型枠施工 ②コンクリート圧送 ③トンネル推進工 ④建設機械施工 ⑤土工 ⑥鉄筋施工 ⑦とび ⑧海洋土木工 ⑨その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業
想定される関連業務	①原材料・部品の調達・搬送 ②機器・装置・工具等の保守管理 ③足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④足場の解体、設備の掘り戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤清掃・保守管理作業 ⑥その他、主たる業務に付随して行う作業

別表6-6

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（建設機械施工）

業務区分 建設機械施工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、掘込み、掘削、締固めの等の作業に従事
主な業務内容	①建設機械の走行操作 ②押土・整地（押土、巻出し盛土、敷土（敷土）、伏間除根、岩石の移動・除去、埋戻し） ③掘削・掘削、掘込み ④掘削・法面の仕上げ ⑤締固め（盛土・路盤・フィルダムの締固め、アスファルト舗装の転圧） ⑥杭基礎作業（杭の埋込み・打設・埋込み） ⑦現場打ち基礎作業（障害物の除去、汚水フリの設置、鉄筋かご加工場設置、機械器具の運搬・組立て） ⑧切断・穿孔（アスファルト・コンクリート・断岩孔・静的破砕孔・ロックボルト孔・アンカー孔の穿孔、ロックボルト・アンカーの挿入） ⑨重量物の荷重運搬配置 ⑩建設機械の保守及び整備
想定される関連業務	①建設機械施工管理 ②建設機械の大型トレーラ等への積載及び移送 ③杭打ち機の解体・組立 ④玉掛け ⑤土工作业（対象職種・作業に係る手作業の部分） ⑥杭打設後の杭穴の埋戻し ⑦その他、建設機械施工業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	鋼管杭、P C杭、外殻鋼管付きコンクリート杭（S C杭）、突起（スタブ）付き鋼管、ベントナイト、コンクリート、鉄筋、アンカー、ロックボルト
使用する主な機械、設備、工具等	ブルドーザ、モータグレーダ、トラクタショベル、油圧ショベル（バックホウ）、ローフ、杭打ち機と杭打ち作業装置、掘削機、水中ポンプ、ベントナイトミキサ、表層ケーシング、スワッシュタンク、溶接器、トレミー管、スタンドパイプ、コンクリートカッター、ワイヤーツ、ドリル、クレーン、測量用機器、施工用各種試験機、建設機械の付属品、点検・整備用器具

別表6-6

試験区分 建設分野特定技能2号評価試験（建築）等

業務区分 建築

業務の定義	複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは機械等に係る作業等に従事し、工程を管理
主な業務内容	①型枠施工 ②左官 ③コンクリート圧送 ④屋根ふき ⑤土工 ⑥鉄筋施工 ⑦鉄筋継手 ⑧内装仕上げ ⑨表装 ⑩とび ⑪建築大工 ⑫建築板金 ⑬吹付ウレタン断熱 ⑭その他、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、修繕、機械等又は係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の組み立てしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

96

別表6-7

別表6-7

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験(土工)

業務区分 土工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋の戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事
主な業務内容	(1) 掘削 ①人力、機械、火薬及び薬剤等による掘削作業 ②押土、運搬、積み込み等の土砂を移動する作業 (2) 埋の戻し ①人力、機械等による埋の戻し作業 ②敷き込み、敷均し、転圧、締固め等による表面、斜面の整形作業 (3) 盛り土・切り土 ①人力及び機械での盛り土・切り土作業 ②盛り土・切り土した表面、斜面の整形作業 ③塗布、補修等の施工表面処理作業 (4) 水処理 地下水の汲み上げ等の地盤改良工事作業 (5) コンクリート等の打込み ①人力、機械等による打込み、充填、締固め等の作業 ②塊コンクリート作業
想定される関連業務	①品質維持、作業効率向上等のための管理、整備、養生等の作業 ②資機材、土砂等の搬入、搬出、運搬、積重、移動作業 ③設備、施設、基礎、足場、通路、橋台、構造物等の設置、組立、解体作業 ④工具、器具、資機材等の点検、確認、準備、設置、操作等の作業 ⑤測量機器、検査機器を使用したレベル出し、位置出し、出来形検査等の作業 ⑥薬品・塗料等の散布、攪拌、混合又はモルタル等の注入、充填作業 ⑦現場内作業の準備、補助、手元、片付け等の作業 ⑧各種搬運運搬機械の運転 ⑨玉掛け作業 ⑩その他、土工業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	作業を行う現場で搬入材(素材)であり、特定の場所や物をまきまらものではない。

別表6-7

試験区分 建設分野特定技能2号評価試験(ファイファイン・設備)等

業務区分 ファイファイン・設備

業務の定義	複数の建設技術者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のファイファイン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理
主な業務内容	① 電気通信 ② 配管 ③ 建築税金 ④ 保温保冷 ⑤ その他、ファイファイン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の組み起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋の戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

97

別表6-8  
別紙6-9  
別紙6-10  
別紙6-11  
別紙6-12  
別紙6-13  
別紙6-14  
別紙6-15  
別紙6-16  
別紙6-17

(削除)

	別紙6-18 別紙6-19			
98	分野参考 様式第6-1 号		<p>分野参考様式第6-1号(特定技能所属機関)</p> <p>建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国籍・地域 生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>建設分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。以下同じ。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、又は海洋土木工のいずれかであること。</li> <li>2号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、又は海洋土木工のいずれかであること。</li> <li>特定技能雇用契約において特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象とするものではないことを定めること。</li> <li>1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。)について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。</li> <li>1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就労監視機関により、その旨の確認を受けること。</li> <li>国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</li> </ol> <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">作成年月日                      年   月   日</p> <p style="text-align: right;">作成責任者</p> </div>	<p>分野参考様式第6-1号(特定技能所属機関)</p> <p>建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国籍・地域 生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>建設分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、土木、建築又はライフライン・設備のいずれかであること。</li> <li>2号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が土木、建築又はライフライン・設備のいずれかであること。</li> <li>特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要であり、特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修等を実施すること。</li> <li>特定技能雇用契約において特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象とするものではないことを定めること。</li> <li>1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。)について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。</li> <li>1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就労監視機関により、その旨の確認を受けること。</li> <li>国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</li> </ol> <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">作成年月日                      年   月   日</p> <p style="text-align: right;">作成責任者</p> </div>

99

分野参考  
様式第6-2  
号

分野参考様式第6-2号(特定技能外国人)

年 月 日

2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書

出入国在留管理庁長官 殿

申請者  
氏名  
性別  
国籍・地域  
生年月日

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験については下記のとおりです。

記

① 申請する業務区分(別紙より選択)	
② ①で選択した業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの職種の就業日数(職長+班長)	
③ ①で選択した業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの職種の就業履歴数(職長+班長)	

(注意)

1 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種(以下「CCUS 対応職種」といいます)及び各職種に必要な就業日数、下記2と3で求めている表示画面の写しの添付については、国土交通省ホームページをご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html)

2 ②は、①で選択した CCUS 対応職種についての就業日数(職長と班長の合計)を建設キャリアアップシステムの技能者情報に基づき、就業日数(職長+班長の合計)が実務経験に必要な就業日数以上であることを確認して記載すること(記載例:1年(215日)以上)。また、同システムにおける表示画面の写し(就業日数(職長及び班長)が分かる画面に限る)を別添として添付すること。

3 ③は、①で選択した CCUS 対応職種についての就業履歴数(職長と班長の合計)を建設キャリアアップシステムの技能者情報に基づき、就業履歴数(職長+班長の合計)が実務経験に必要な就業履歴数以上であることを確認して記載すること(記載例:215以上)。また、同システムにおける表示画面の写し(就業履歴数(職長及び班長)が分かる画面に限る)を別添として添付すること。

分野参考様式第6-2号(特定技能所属機関)

建設分野における2号特定技能外国人特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準に関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
2号特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国籍・地域  
生 年 月 日

記

建設分野における上記の2号特定技能外国人を受け入れるに当たり、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が以下の基準をいずれも満たしていることについて誓約します。

【誓約事項】

- 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていること。
- 建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)に登録していること。
- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平成31年3月15日 国土交通省告示第357号)第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。

(注1) 誓約事項に1つでも該当しなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

(注2) 誓約事項1について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類を添付すること。

(注3) 誓約事項2について、特定技能所属機関にならうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類(登録後に送付されるハガキ又はメールの写し)を添付すること。

作成年月日 年 月 日  
作成責任者

100

分野参考  
様式第6-2  
号  
(別紙)

別紙

2号特定技能外国人の業務区分一覧
型枠施工
左官
コンクリート圧送施工
トンネル推進工
建設機械施工
土工
鉄筋施工
内装仕上げ
塗装
とび
建築大工
配管
建築板金
保温保冷
海洋土木工
屋根ふき
電気通信
鉄筋継手
吹付ウレタン断熱

101

分野参考  
様式第6-3  
号

分野参考様式第6-3号(特定技能所属機関)

年 月 日

1号特定技能外国人受入報告書

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

所在地  
名 称  
代表者の氏名

1号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 1号特定技能外国人の氏名(フリガナ)
- 3 1号特定技能外国人の生年月日
- 4 1号特定技能外国人の性別
- 5 1号特定技能外国人の国籍
- 6 1号特定技能外国人の居住地
- 7 1号特定技能外国人の在留カード番号
- 8 キャリアアップシステム技能者ID
- 9 1号特定技能外国人が修了した建設分野技能実習又は特定活動、職種及び作業の名称又は合格した試験
- 10 上陸年月日
- 11 建設特定技能開始年月日
- 12 在留期間満了年月日

分野参考様式第6-3号(特定技能外国人)

年 月 日

2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書

出入国在留管理庁長官 殿

申請者  
氏名  
性別  
国籍・地域  
生年月日

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験については下記のとおりです。

記

○建設キャリアアップシステムの技能者情報に必要な実務経験が蓄積されている場合

① 申請する業務区分に対応する職種	
② ①で選択した職種の建設キャリアアップシステムの技能者情報に基づく就業日数(職長+班長)	
③ ①で選択した職種の建設キャリアアップシステムの技能者情報に基づく就業履歴数(職長+班長)	

(注意)

1 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数と就業履歴数、下記2、3で求めている就業日数(職長及び班長や就業履歴数(職長及び班長)がわかる表示画面の写しや経歴証明書については国土交通省ホームページをご確認ください。また、能力評価基準のある職種の内、代表的な職種における業務区分の対応については、分野別運用要領別冊の「第2 特定技能外国人が有すべき技術水準」を参照ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_tk3\\_000001\\_00003.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00003.html)

2 ②が実務経験に必要な就業日数以上(記載例:1年(215日)以上)であること及び③が実務経験に必要な就業履歴数以上であることを確認して記載すること。また、②及び③については同システムにおける表示画面の写しを添付すること。

○建設キャリアアップシステムの技能者情報に必要な実務経験が蓄積されていない場合

④ ①で選択した職種の経歴証明書に基づく就業日数(職長+班長)	
⑤ ①で選択した職種の経歴証明書に基づく就業履歴数(職長+班長)	

(注意)

3 ②と④の合計が実務経験に必要な就業日数以上であること及び③と⑤の合計が実務経験に必要な就業履歴数以上であることを確認して記載すること。また、②及び③については同システムにおける表示画面の写しを添付し、④及び⑤については別紙経歴証明書を添付すること。



102

分野参考  
様式第6-3  
号  
(別紙)

別紙

年 月 日

出入国在留管理庁長官 殿

経歴証明書

証明者  
事業者名  
役職名  
氏名  
建設キャリアアップシステム事業者 ID

下記に示す申請者の建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験のうち、建設キャリアアップシステムに蓄積されていない就業日数については下記のとおりです。

記

(1) 申請者

フリガナ	
氏名	
建設キャリアアップシステム技能者 ID	
申請する業務区分に対応する職種	

(2) 職長又は班長としての就業日数及び就業履歴数

	就業期間	就業日数	就業履歴数
①	年 月 日～ 年 月 日	日	
②	年 月 日～ 年 月 日	日	
③	年 月 日～ 年 月 日	日	
	合計	日	

※必要に応じ行を追加すること。

※転職や離職などによって職長、班長として就労していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに入力すること。

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には、在留資格が取り消されても異存の無いことを誓約いたします。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

103

分野参考  
様式第6-4  
号

分野参考様式第6-4号(特定技能所属機関)

年 月 日

1号特定技能外国人退職報告書

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

所在地  
名 称  
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づき報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 1号特定技能外国人の氏名(フリガナ)
- 3 1号特定技能外国人の生年月日
- 4 1号特定技能外国人の性別
- 5 1号特定技能外国人の国籍
- 6 1号特定技能外国人の居住地
- 7 1号特定技能外国人の在留カード番号
- 8 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID
- 9 転職(予定)先の特定技能所属機関の名称
- 10 上陸年月日
- 11 退職年月日
- 12 在留期間満了年月日

分野参考様式第6-4号(特定技能所属機関)

年 月 日

1号特定技能外国人受入報告書

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

所在地  
名 称  
代表者の氏名

1号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 特定技能外国人の氏名(フリガナ)
- 3 特定技能外国人の生年月日
- 4 特定技能外国人の性別
- 5 特定技能外国人の国籍
- 6 特定技能外国人の在留カード番号
- 7 特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID
- 8 特定技能外国人が修了した建設分野技能実習又は特定活動、職種及び作業の名称又は合格した試験
- 9 上陸年月日
- 10 建設特定技能開始年月日
- 11 在留期間満了年月日

104	分野参考 様式第6-5号		<p>分野参考様式第6-5号(特定技能所属機関)</p> <p>年 月 日</p> <p>1号特定技能外国人帰国報告書</p> <p>地方整備局長 北海道開発局長 殿</p> <p>所在地 名 称 代表者の氏名</p> <p>1号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づき、建設特定技能を終了し、帰国したので下記のとおり報告します。</p> <p>記</p> <p>1 建設特定技能受入計画の認定番号</p> <p>2 建設特定技能を終了した1号特定技能外国人 (1) 1号特定技能外国人の氏名(フリガナ) (2) 1号特定技能外国人の生年月日 (3) 1号特定技能外国人の性別 (4) 1号特定技能外国人の国籍 (5) 1号特定技能外国人の在留カード番号 (6) 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID (7) 1号特定技能外国人の帰国先 (8) 帰国理由</p> <p>3 受入期間 年 月 日～ 年 月 日( 年 か月)</p>	<p>分野参考様式第6-5号(特定技能所属機関)</p> <p>年 月 日</p> <p>1号特定技能外国人退職報告書</p> <p>地方整備局長 北海道開発局長 殿</p> <p>所在地 名 称 代表者の氏名</p> <p>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づき報告します。</p> <p>記</p> <p>1 建設特定技能受入計画の認定番号</p> <p>2 特定技能外国人の氏名(フリガナ)</p> <p>3 特定技能外国人の生年月日</p> <p>4 特定技能外国人の性別</p> <p>5 特定技能外国人の国籍</p> <p>6 特定技能外国人の在留カード番号</p> <p>7 特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID</p> <p>8 転職(予定)先の特定技能所属機関の名称</p> <p>9 上陸年月日</p> <p>10 退職年月日</p> <p>11 在留期間満了年月日</p>
-----	-----------------	--	---	--

105

分野参考  
様式第6-6号

分野参考様式第6-6号(特定技能所属機関)

年 月 日

建設特定技能継続不可事由発生報告書

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

所在地  
名称  
代表者の氏名

建設特定技能を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づきの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 発生日
- 3 発生事由  
( 倒産 ・ 経営悪化 ・ 不正行為認定 ・ 実習認定の取消し等 ・ 行方不明 ・ 特定技能所属機関と特定技能外国人との間の諸問題 ・ その他 )
- 4 発生事由の詳細  
※ 行方不明者の発生の場合は、1号特定技能外国人の氏名、国籍、性別、生年月日、入国日、キャリアアップシステム技能者1D、行方不明に至る経緯等について記載する。
- 5 今後の対処方法

分野参考様式第6-6号(特定技能所属機関)

年 月 日

1号建設特定技能継続不可事由発生報告書

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

所在地  
名称  
代表者の氏名

建設特定技能を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づきの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 発生日
- 3 発生事由  
( 倒産 ・ 経営悪化 ・ 不正行為認定 ・ 実習認定の取消し等 ・ 行方不明 ・ 特定技能所属機関と特定技能外国人との間の諸問題 ・ その他 )
- 4 発生事由の詳細  
※ 行方不明者の発生の場合は、1号特定技能外国人の氏名、国籍、性別、生年月日、入国日、建設キャリアアップシステム技能者1D、行方不明に至る経緯等について記載する。
- 5 今後の対処方法

106

分野参考  
様式第6-7  
号

分野参考様式第6-7号(特定技能所属機関)

年 月 日

建設特定技能受入計画変更申請書

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

所在地  
名 称  
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第1項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり変更が生じましたので申請します。

記

(変更内容)

○特定技能所属機関に関する事項

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

○1号特定技能外国人に関する事項

別紙のとおり

※ 変更事項のみ記載すること

(補足等)

※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること

分野参考様式第6-7号(特定技能所属機関)

年 月 日

1号建設特定技能受入計画変更申請書

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

所在地  
名 称  
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第1項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり変更が生じましたので申請します。

記

(変更内容)

○特定技能所属機関に関する事項

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

○1号特定技能外国人に関する事項

別紙のとおり

※ 変更事項のみ記載すること

(補足等)

※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること

107

分野参考  
様式第6-7  
号  
(別紙)

分野参考様式第6-7号(別紙)

特定技能外国人受入リスト(変更)

- 1 特定技能所属機関に関する事項  
(1) 特定技能所属機関名:  
(2) 特定技能所属機関の代表者名:

- 2 特定技能外国人に関する事項

	特定技能外国人1	特定技能外国人2	特定技能外国人3
氏名(フリガナ)			
生年月日			
性別			
国籍			
キャリアアップシステム技能者ID			
従事させる業務			
就労させる場所(都道府県単位)			
計画期間			
報酬予定額(月額)			
修了した建設分野技能実習			
技能実習時の報酬(月額基本給)			
修了した建設特定活動の職種及び作業			
建設特定活動時の報酬(月額基本給)			
母国での実務経験(職種及び年数を記入)			
合格した技能試験			
合格した日本語能力試験			

※ 4名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。  
※ 対象外の項目については「-」とすること。

分野参考様式第6-7号(別紙)

特定技能外国人受入リスト(変更)

- 1 特定技能所属機関に関する事項  
(1) 特定技能所属機関名:  
(2) 特定技能所属機関の代表者名:

- 2 特定技能外国人に関する事項

	特定技能外国人1	特定技能外国人2	特定技能外国人3
氏名(フリガナ)			
生年月日			
性別			
国籍			
建設キャリアアップシステム技能者ID			
業務区分			
就労させる場所(都道府県単位)			
計画期間			
基本賃金(月額)			
修了した建設分野技能実習の職種及び作業			
技能実習時の報酬(月額基本給)			
修了した建設特定活動の職種及び作業			
建設特定活動時の報酬(月額基本給)			
合格した技能試験			
合格した日本語能力試験			

※ 4名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。  
※ 対象外の項目については「-」とすること。  
※ 技能実習又は建設特定活動時の月額基本給については、直近の金額を記入すること。  
※ 合格した技能試験及び日本語能力試験について、建設分野技能実習又は建設特定活動を修了した者は記入不要。

108

分野参考  
様式第6-8号

分野参考様式第6-8号(特定技能所属機関)

年 月 日

建設特定技能受入計画変更届出書

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

所在地  
名 称  
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第2項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり軽微な変更をいたしましたので届出します。

記

(変更内容)

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

(補足等)

※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること

分野参考様式第6-8号(特定技能所属機関)

年 月 日

1号建設特定技能受入計画変更届出書

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

所在地  
名 称  
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第2項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり軽微な変更をいたしましたので届出します。

記

(変更内容)

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

(補足等)

※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること

109	分野参考 様式第6-9 号		(新設)	<p>分野参考様式第6-9号(特定技能所属機関) 年 月 日</p> <p>1号建設特定技能受入計画認定取消申請書</p> <p>地方整備局長 北海道開発局長 殿</p> <p>(特定技能所属機関) 所在地 名称 代表者の氏名</p> <p>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(以下「告示」という。)第3条第3項の規定に基づき認定を受けた建設特定技能受入計画認定の取消しを申請します。</p> <p>記</p> <p>1 建設特定技能受入計画認定番号</p> <p>2 取消申請を行う理由</p>
-----	---------------------	--	------	--